

長泉町 子ども・若者計画

令和8年度～令和11年度

全ての子どもと若者の
成長と活躍を育むまち

ながいずみ



令和8年3月
長泉町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の対象.....	3
第4節 計画の期間.....	3
第5節 計画の策定体制.....	3
第6節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進.....	4
第2章 長泉町のこども・若者を取り巻く現状.....	5
第1節 統計データからみる現状.....	5
第2節 アンケート調査結果からみる現状.....	14
第3節 こども・若者からの意見聴取の結果.....	23
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
第1節 基本理念.....	25
第2節 基本方針.....	26
第3節 施策の体系.....	27
第4章 施策の推進.....	28
基本方針1 こどもまんなか社会の実現をめざすまち.....	28
基本方針2 こども・若者の豊かな心と生きる力を育むまち.....	30
基本方針3 若者が将来に希望を持ち、活躍できるまち.....	35
基本方針4 困難を有するこども・若者を支えるまち.....	38
第5章 計画の推進に向けて.....	44
第1節 計画の推進体制.....	44
第2節 計画の進捗管理.....	44
資料編.....	45
1. こども大綱と本計画の整合.....	45
2. 長泉町子ども・子育て会議条例.....	48
3. 長泉町子ども・子育て会議委員名簿.....	49
4. 計画の策定経過.....	50

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年、我が国では子ども・若者を取り巻く環境は急速に変化しており、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもりなどの諸問題が深刻なものとなっています。さらに、若者の価値観の多様化に加え、経済的不安などを背景に、結婚や子育てをすることへの希望が持てない状況が生まれるなど、少子化に歯止めがかからない現状がみられています。

このような中で、国は、令和5年4月に子ども家庭庁を設置するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として「子ども基本法」を施行しました。さらに同年12月には同法に基づく「子ども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が、日本国憲法、「子ども基本法」及び「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。加えて、子ども基本法の第10条において、市町村においても、国の「子ども大綱」を勘案しながら、市町村子ども計画を策定することが努力義務として定められました。

こうした状況を踏まえ、本町においては、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画」（次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を内包）を策定し、「全ての子どもの健やかな成長を育むまちながいずみ」を基本理念に、子ども・子育て支援施策に取り組んでいます。今回、全ての子どもと若者の成長と活躍を育むまちを目指し、子ども・若者を対象とした支援施策を推進するため、「長泉町子ども・若者計画」（令和8年度～令和11年度）を新たに策定することにより、両計画を一体として「長泉町子ども計画」として位置づけることとしました。

第2節 計画の位置づけ

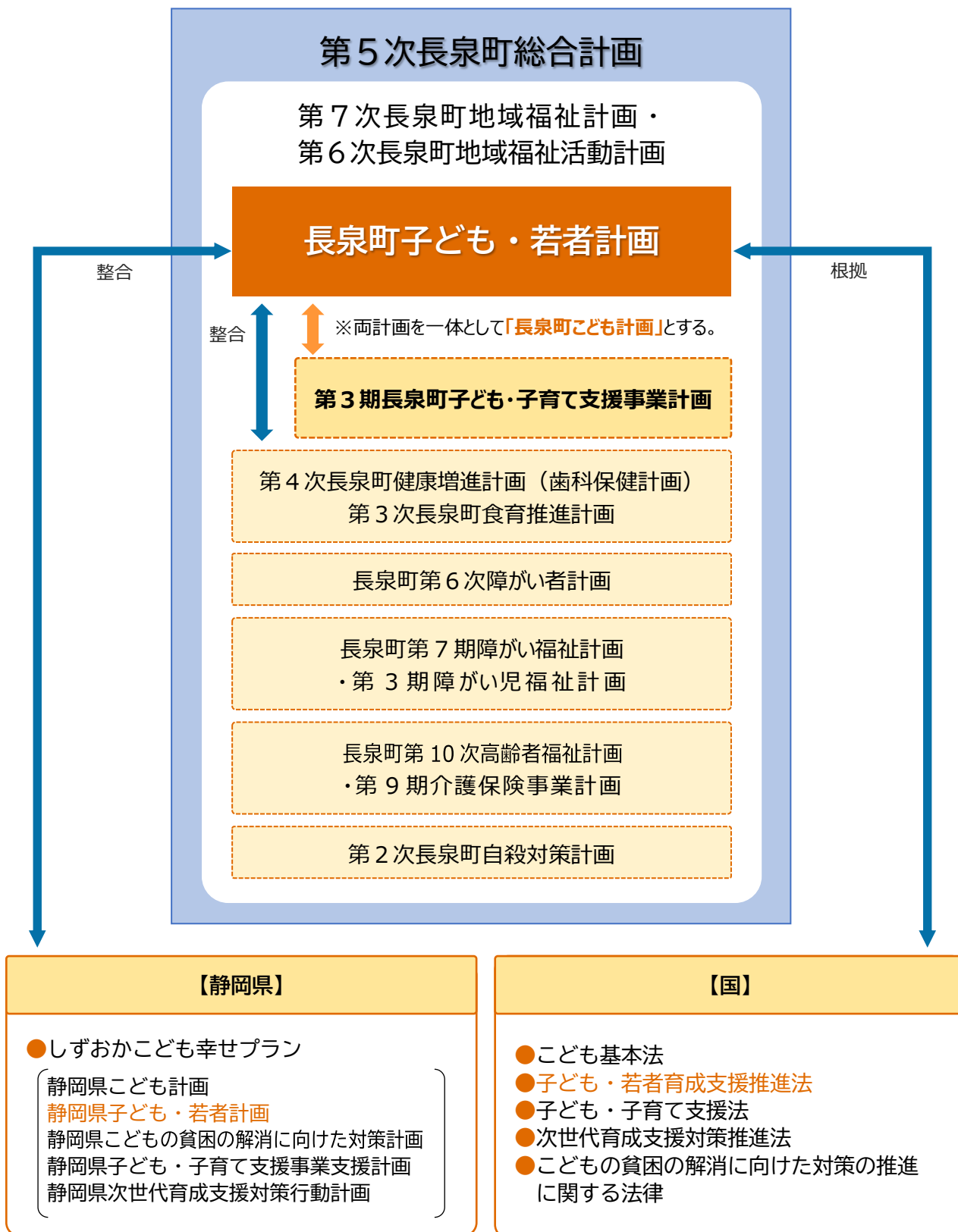
（1）法令根拠

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

なお、子ども基本法第10条第2項で「市町村子ども計画」の策定が努力義務とされていることから、本計画と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）を一体として、子ども基本法に基づく「長泉町子ども計画」として位置づけることとします。

(2) 関連諸計画との整合

本計画は、本町の最上位計画である「第5次長泉町総合計画」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置づけ、策定するものです。また、本町の福祉分野の上位計画である「第7次長泉町地域福祉計画・第6次長泉町地域福祉活動計画」をはじめ、関連計画との整合性を図るものとします。



第3節 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね30歳未満の方としますが、施策によっては40歳未満の方も対象とします。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。また、計画期間内において、子ども・若者に関連する状況に変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第5次長泉町総合計画（令和3～12年度）						次期計画 ※予定
第7次長泉町地域福祉計画・ 第6次長泉町地域福祉活動計画 （令和4～8年度）		次期計画 ※予定				
第3期長泉町子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）					長泉町子ども計画 ※予定	
	長泉町子ども・若者計画 （本計画）					

第5節 計画の策定体制

（1）町民アンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料とすることを目的として、15～39歳の子ども・若者を対象に、アンケート調査を実施しました。（調査結果は14ページから）

（2）子ども・若者の意見聴取の実施

本計画の策定にあたって、国の「子ども大綱」の方針に基づいて子ども・若者の視点を尊重したものとするため、町内在住の大学生等を対象に、ワークショップによる意見聴取を実施しました。（聴取結果は23ページから）

（3）子ども・子育て会議による協議・検討

本計画の策定においては、町民の幅広い意見を取り入れることができるよう、福祉分野・保健分野の関係者、関係団体、有識者などで構成する「長泉町子ども・子育て会議」において、計画の策定に関して必要な事項の協議・検討を実施しました。

（4）パブリック・コメントの実施

本計画の策定段階で町民より幅広く意見を募り、計画への反映に努めるため、令和8年2月7日から3月8日までの期間でパブリック・コメントを実施しました。

第6節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12（2030）年までの国際目標です。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした17のゴールと169のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「第5次長泉町総合計画」では、SDGsを推進するとしていることから、本計画においても、SDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。

SDGsの17のゴールのうち、本計画と主に関連のあるものは次の8つです。



貧困をなくそう



飢餓をゼロに



すべての人に
健康と福祉を



質の高い教育を
みんなに



人や国の不平等を
なくそう



住み続けられる
まちづくりを



平和と公正を
すべての人に

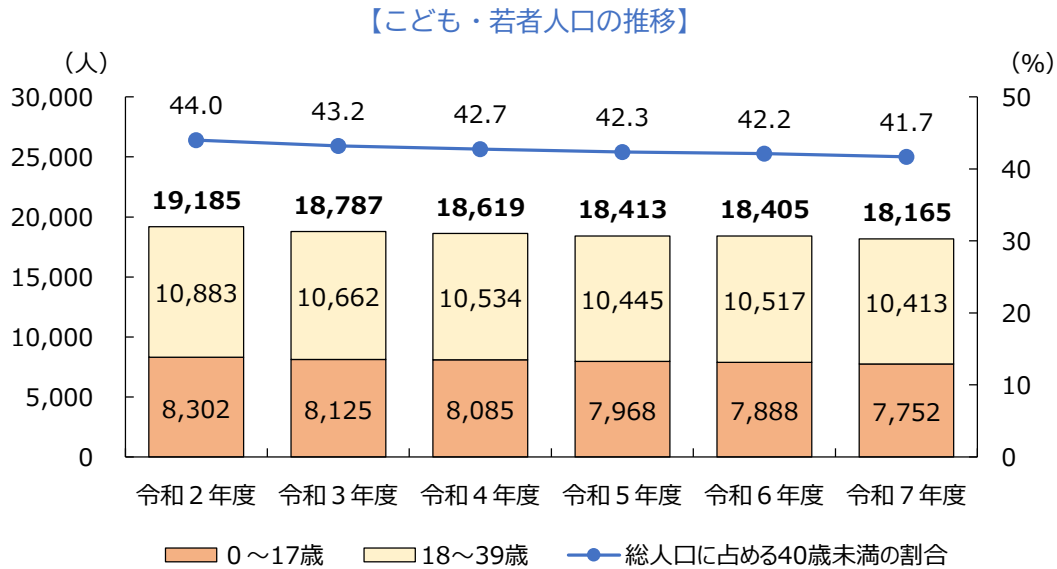


パートナーシップで
目標を達成しよう

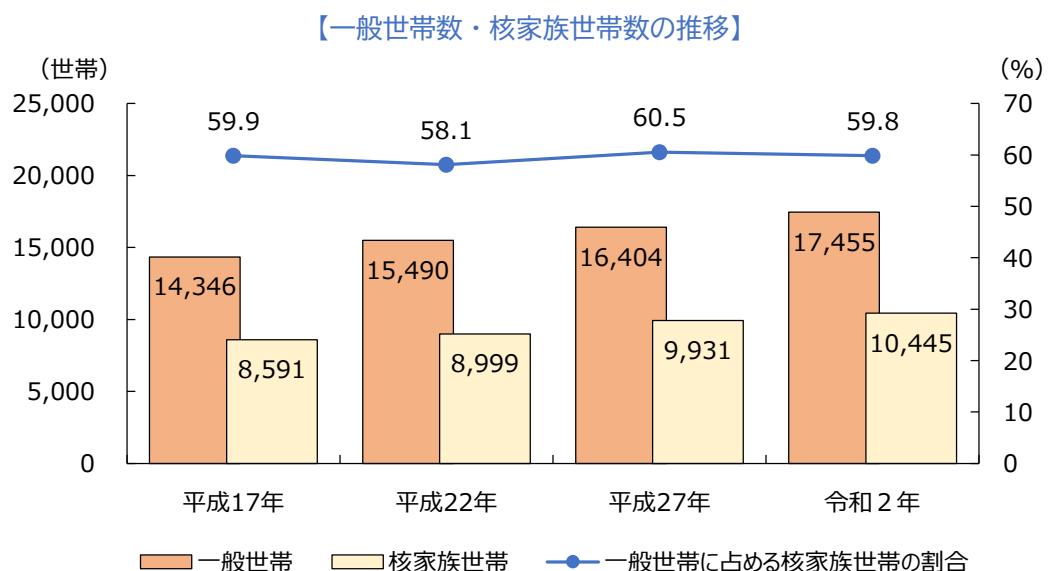
第2章 長泉町の子ども・若者を取り巻く現状

第1節 統計データからみる現状

(1) 人口・世帯の状況

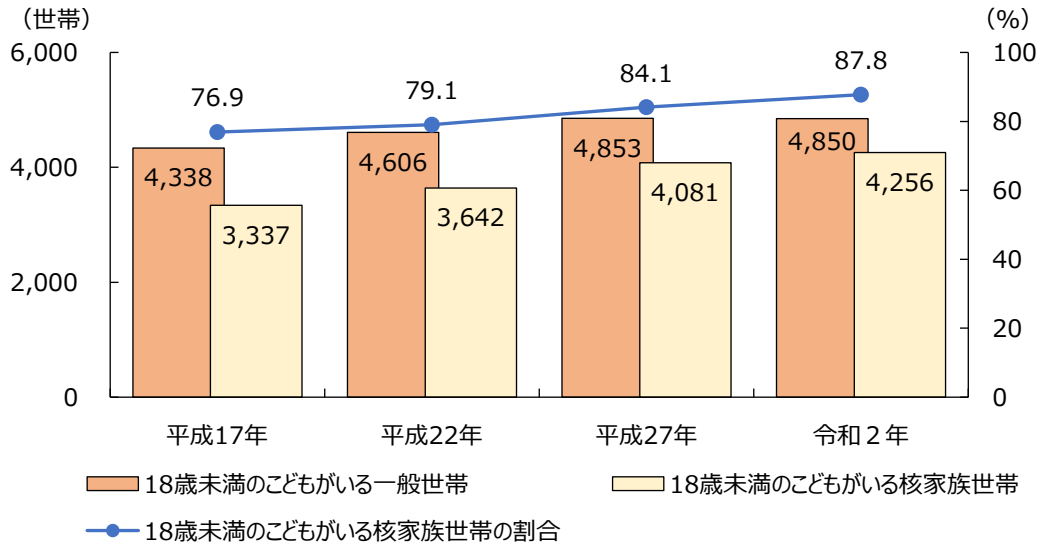


本町の子ども・若者（40歳未満）の人口は減少傾向で推移しています。令和7年度は18,165人となり、令和2年度から1,020人減少しています。0～17歳人口は減少の一途をたどり、令和7年度は7,752人となっています。18～39歳人口は、令和6年度に一旦増加したものの、令和7年度には10,413人まで減少しています。また、総人口に占める40歳未満の割合も減少が続き、令和7年度は41.7%となっています。



一般世帯数・核家族世帯数の推移をみると、いずれも平成17年以降増加傾向にあります。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、6割前後の横ばいで推移しており、令和2年においては59.8%となっています。

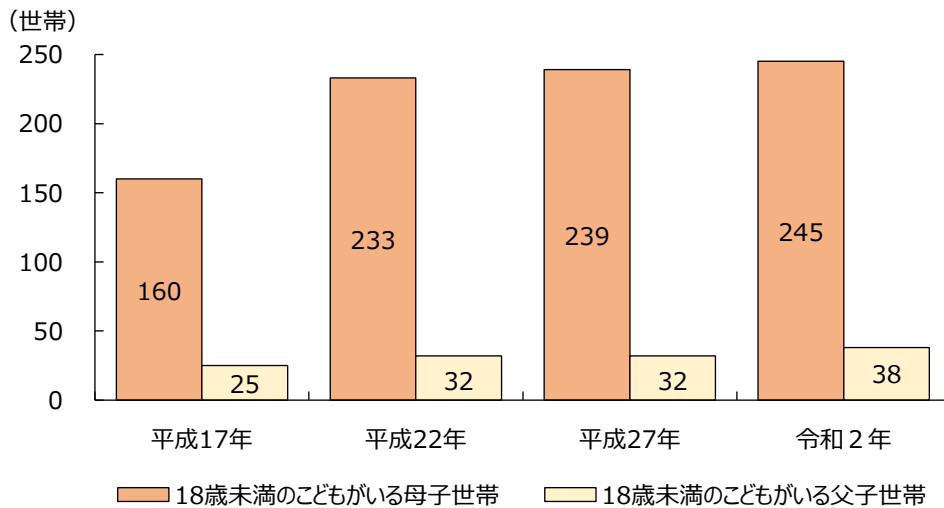
【18歳未満の子どもがいる世帯数の推移】



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯数の推移をみると、一般世帯は平成27年まで増加傾向にありましたが、令和2年は横ばいとなっています。核家族世帯も増加が続き、令和2年は4,256世帯と、平成17年の約1.28倍となっています。18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は、平成17年以降増加傾向にあり、令和2年においては87.8%となっています。

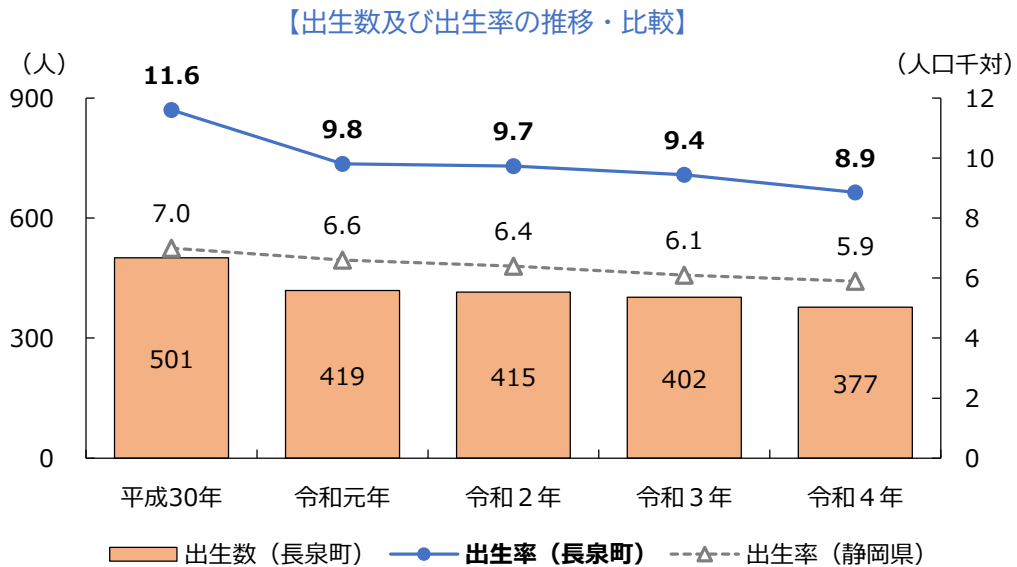
【18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移】



資料：国勢調査

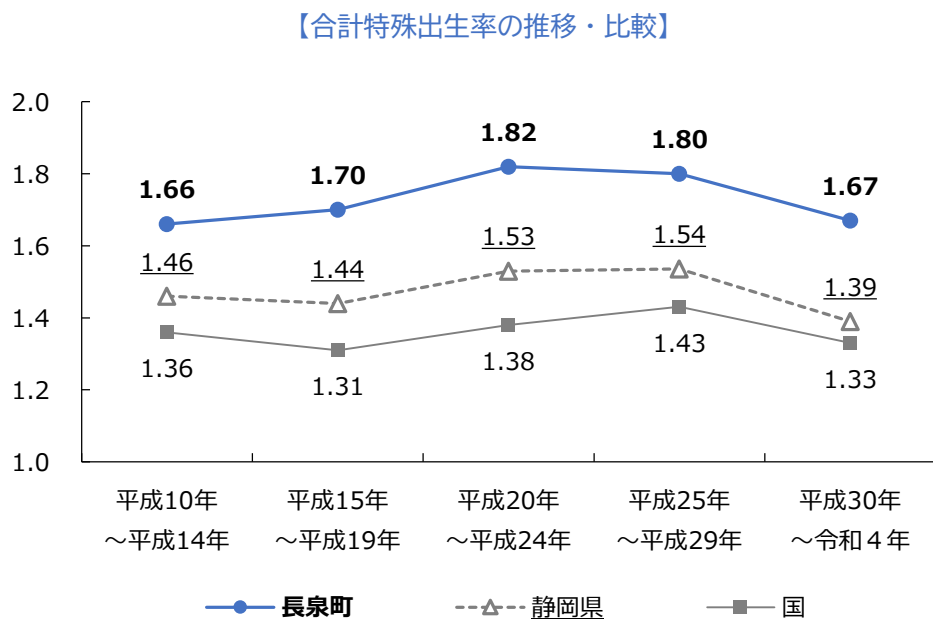
18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成17年から平成22年にかけて約70世帯の大幅な増加があったのち、緩やかな増加傾向にあり、令和2年においては245世帯となっています。一方、父子世帯は、平成17年以降微増傾向にあり、令和2年においては38世帯となっています。

(2) 出生の状況



資料：静岡県人口動態統計

出生数の推移をみると、平成30年から令和元年にかけて82人の大幅な減少があったのち、緩やかな減少傾向にあり、令和4年においては377人となっています。出生率は、平成30年は11.6でしたが、令和4年には8.9まで低下しています。静岡県と比較してみると、静岡県の出生率を上回って推移しています。

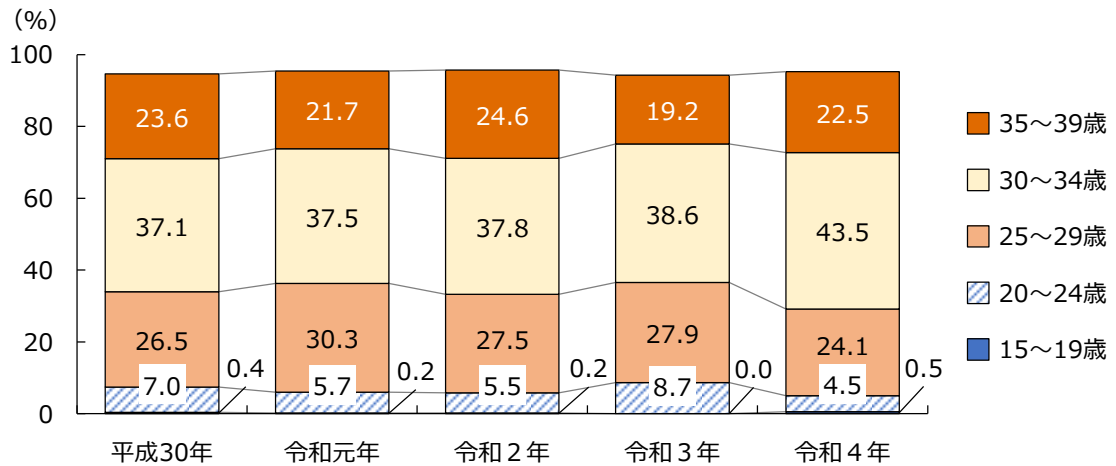


※合計特殊出生率：一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

合計特殊出生率の推移をみると、平成20年～平成24年に1.82まで上昇しましたが、その後は低下に転じ、平成30年～令和4年には1.67となっています。静岡県や国と比較してみると、上回って推移しています。

【母親（15～39歳）の年齢別出生数の割合の推移】

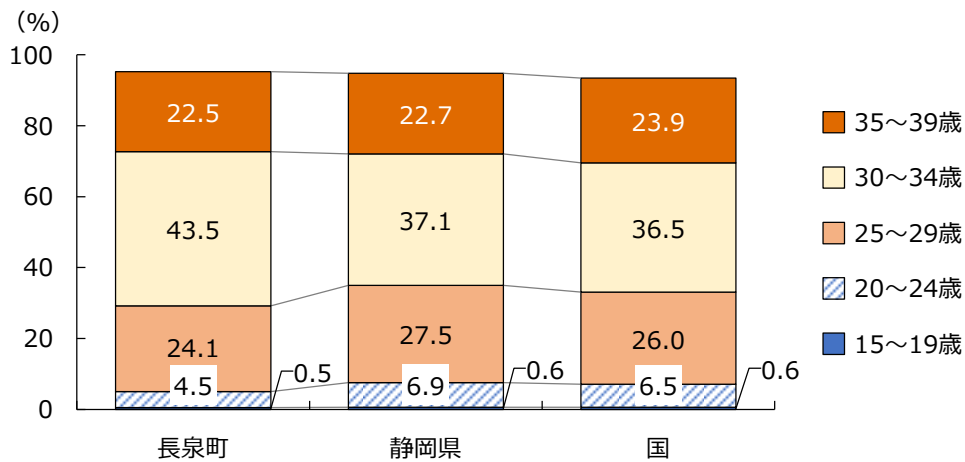


※15～39歳以外の母親が分母に含まれるため、割合の合計は100%にならない。

資料：静岡県人口動態統計

母親（15～39歳）の年齢別出生数の割合の推移をみると、平成30年以降、30～34歳の割合が最も多く、また増加が続いており、令和4年には4割を超えています。令和4年においては、25～39歳は約4人に1人、35～39歳は約5人に1人の割合となっています。

【母親（15～39歳）の年齢別出生数の割合の比較（令和4年）】



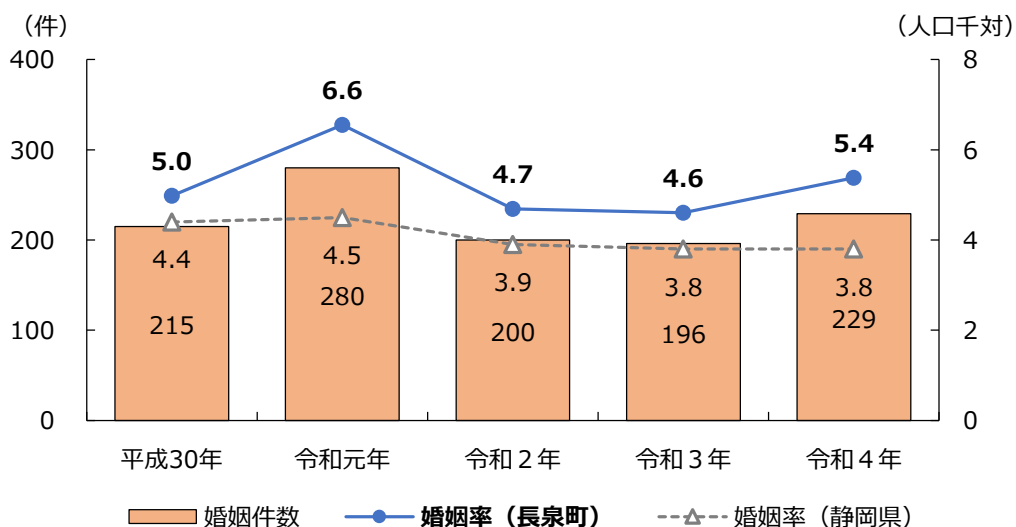
※15～39歳以外の母親が分母に含まれるため、割合の合計は100%にならない。

資料：令和4年静岡県人口動態統計

令和4年における母親（15～39歳）の年齢別出生数の割合を静岡県・国と比較してみると、本町の30～34歳は43.5%と多くなっており、静岡県を6.4ポイント、国を7.0ポイント上回っています。その他の全ての年齢階級では、静岡県・国を下回っています。

(3) 婚姻の状況

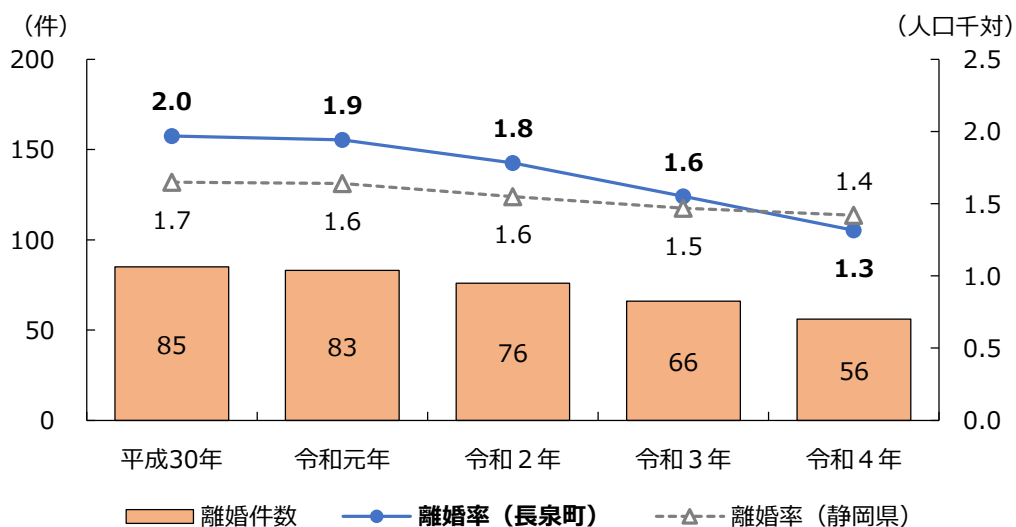
【婚姻件数及び婚姻率の推移・比較】



資料：静岡県人口動態統計

婚姻件数の推移をみると、令和元年の280件を除くと、200件前後となっています。婚姻率は、令和元年は6.6でしたが、他の年は5ポイント前後で推移しています。静岡県と比較してみると、いずれの年も静岡県の婚姻率を上回っています。

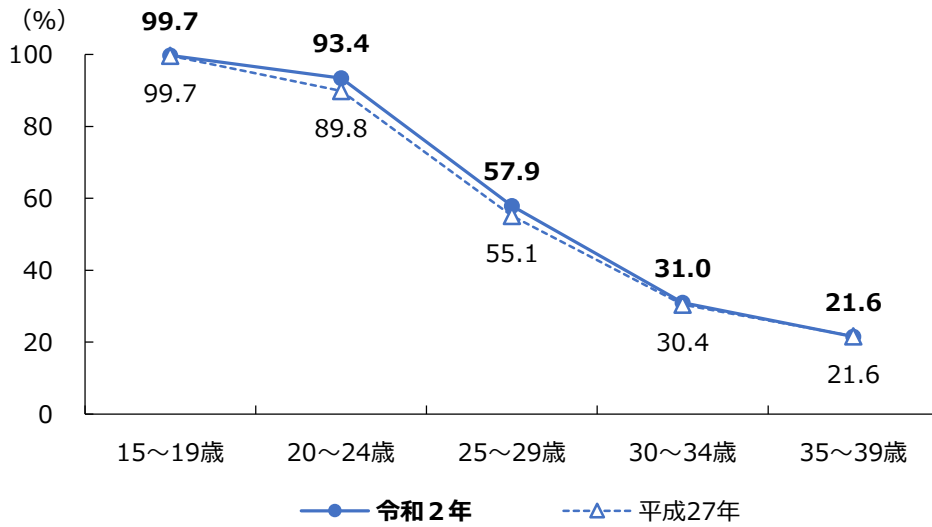
【離婚件数及び離婚率の推移・比較】



資料：静岡県人口動態統計

離婚件数の推移をみると、平成30年以降減少傾向にあり、令和4年は56件となっています。離婚率も、平成30年以降低下しており、令和4年は1.3となっています。静岡県と比較してみると、静岡県が1.5前後の横ばいであるのに対し、本町は低下が続いたことから、令和4年には静岡県を下回っています。

【若者の年齢別未婚率の推移】

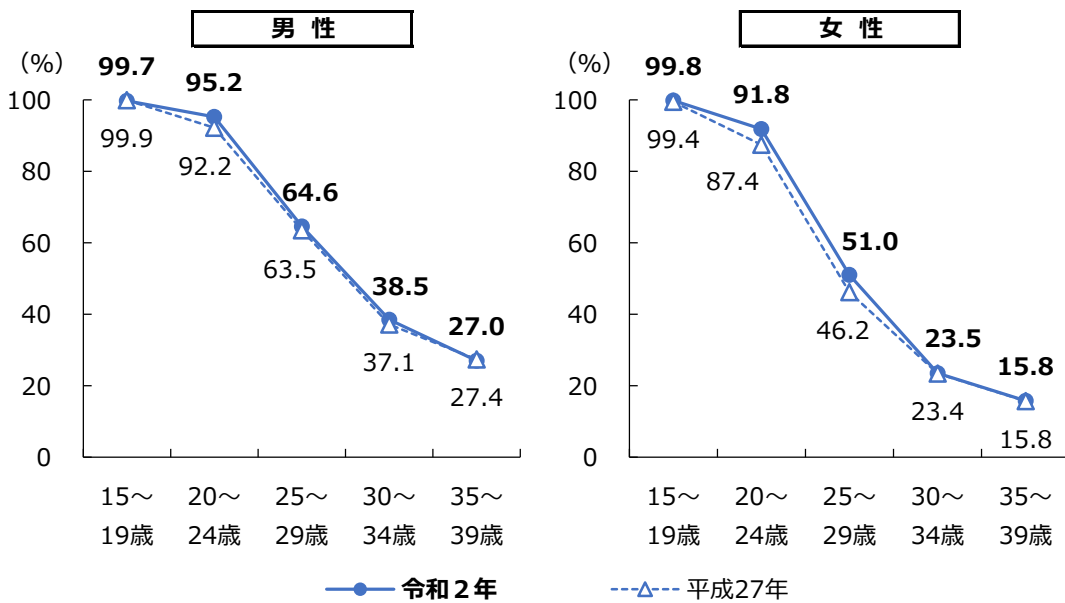


※未婚率の算出には分母から配偶関係「不詳」を除いている。

資料：国勢調査

15～39歳の若者の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年から令和2年にかけて大きな変化はみられないものの、20～24歳・25～29歳において、やや上昇しています。

【若者の年齢別未婚率の推移（男女別）】

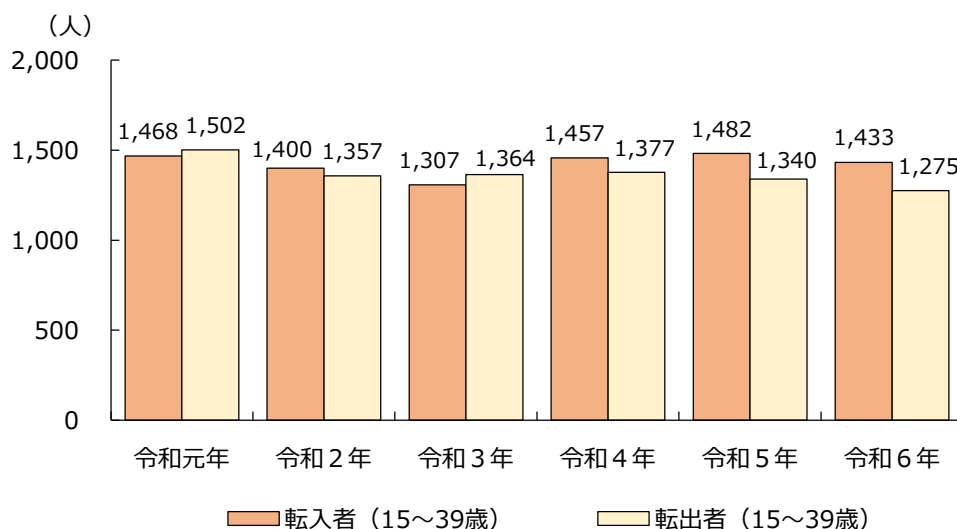


資料：国勢調査

15～39歳の若者の年齢別未婚率の推移を男女別にみると、令和2年の25～29歳女性において平成27年から4.8ポイント上昇していますが、他の性・年齢階級においては大きな変化はみられません。いずれの年も、男女ともに20～24歳から25～29歳にかけて未婚率が大きく下がっています。

(4) 社会動態の状況

【若者の転入数・転出数の推移】

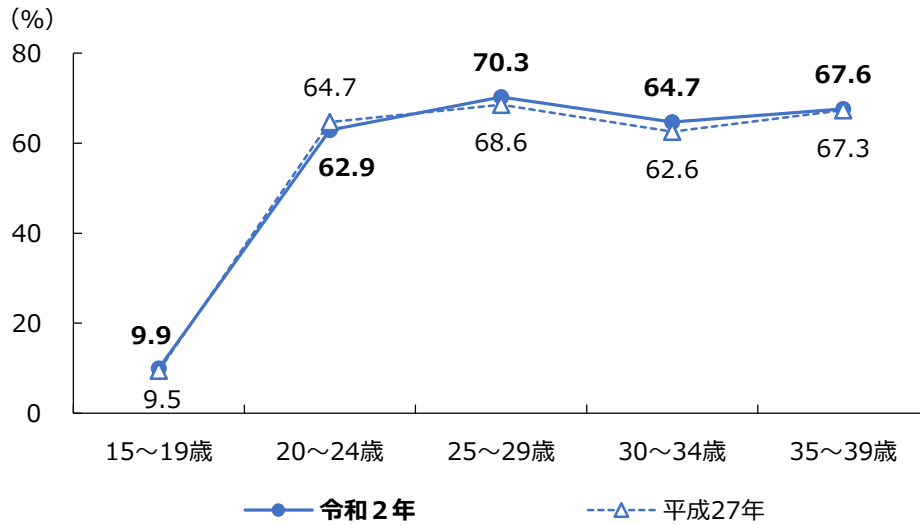


資料：住民基本台帳移動報告 年報

15～39歳の若者の転入数の推移をみると、令和3年の1,307人を除き、1,400人以上となっています。一方、転出数は、令和元年の1,502人に対し、令和6年は1,275人と減少傾向にあります。令和元年と令和3年は転出数が転入数を上回る「社会減」、それ以外の年は転入数が転出数を上回る「社会増」となっています。

(5) 就業の状況

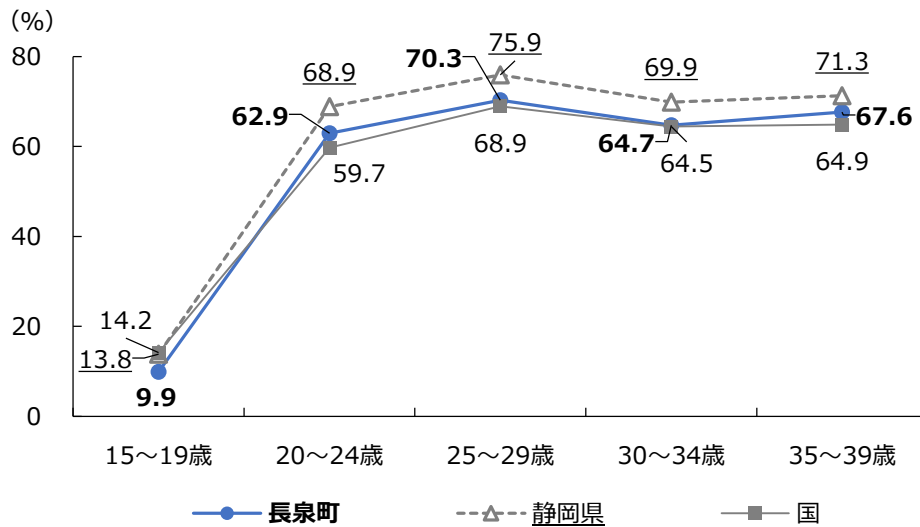
【若年女性の年齢別就業率の推移】



資料：国勢調査

15～39歳の女性の年齢別就業率の推移をみると、平成27年から令和2年にかけて大きな変化はみられないものの、25歳以上の各年齢階級において、わずかに上昇しています。

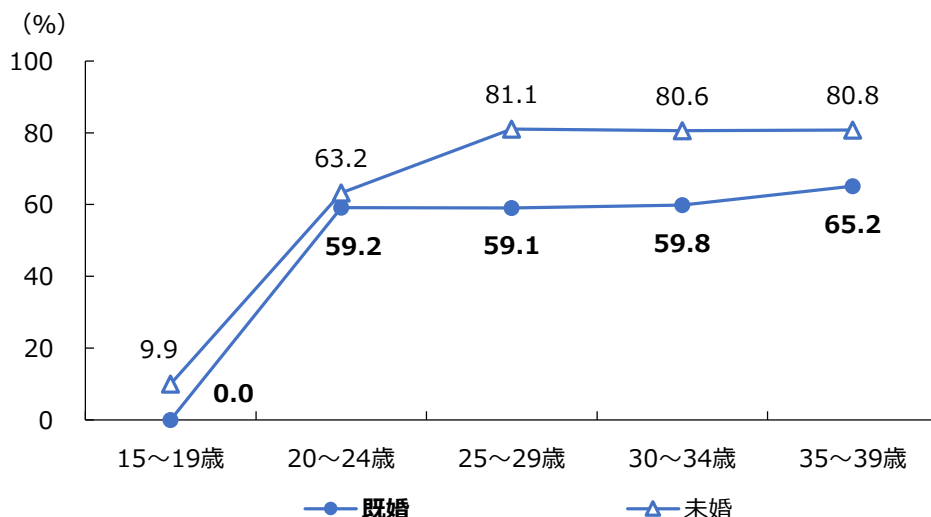
【若年女性の年齢別就業率の比較（令和2年）】



資料：令和2年国勢調査

令和2年における15～39歳の女性の年齢別就業率を静岡県・国と比較してみると、本町は20歳以上の各年齢階級において、静岡県を下回るが、国を上回る位置にあります。特に、20～24歳から30～34歳までの各年齢階級においては、静岡県との差が5～6ポイント程度と大きくなっています。

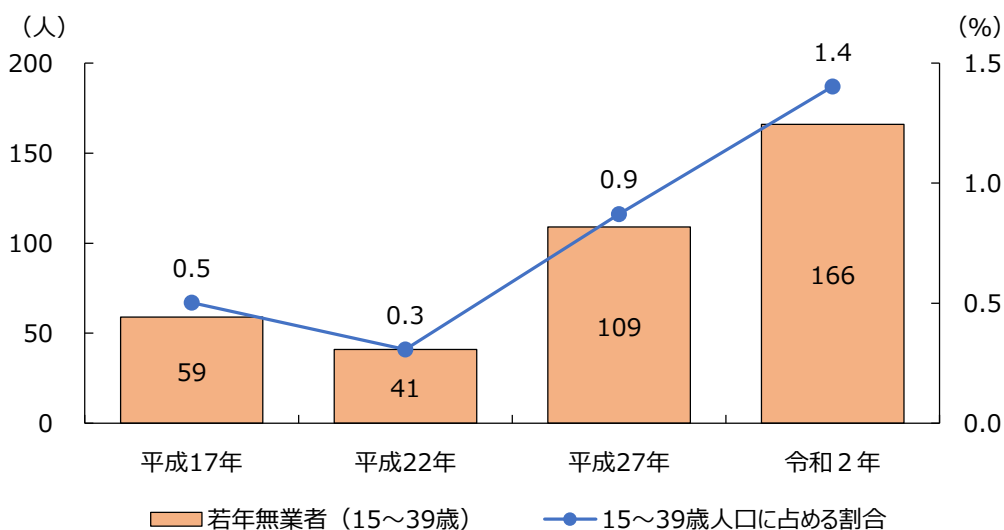
【若年女性の年齢別就業率（配偶関係別）（令和2年）】



資料：令和2年国勢調査

令和2年における15～39歳の女性の年齢別就業率を配偶関係別にみると、既婚は20～24歳から30～34歳までの各年齢階級において6割弱、35～39歳においては65.2%となっています。一方、未婚は20～24歳は63.2%ですが、25歳以上の各年齢階級においては約8割となっており、既婚を20ポイント前後上回っています。

【若年無業者数の推移】



資料：国勢調査

15～39歳の若年無業者数の推移をみると、平成17年から平成22年にかけて減少したのち増加傾向にあり、令和2年は166人と、平成17年の約2.8倍となっています。15～39歳人口に占める若年無業者割合は、平成27年までは1%未満でしたが、令和2年においては1.4%まで上昇しています。

第2節 アンケート調査結果からみる現状

1 調査の概要

調査の目的	「長泉町子ども・若者計画」を策定するにあたり、町民の意識を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。
調査の内容	1. 回答者自身や家族の状況について 2. 就労について 3. 結婚や出産・子育てに関することについて 4. 日頃の意識と生活について 5. 悩みごとや相談先について 6. 「こどもまんなか社会」「こども政策」について 7. 価値観・将来について 8. 今後の居住意向などについて
調査の設計	対象者：長泉町在住の15～39歳の方（令和7年4月1日時点）※無作為抽出 標本数：1,500人 調査方法：郵送配布－郵送回答またはインターネット回答 調査期間：令和7年8月27日～令和7年9月12日
回収結果	対象者数：1,500件 有効回収数：429件 有効回収率：28.6%
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 回答率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、グラフ中の比率の合計が100.0%にならない場合や、文中の比率の合計と一致しない場合があります。 ● 複数回答可の設定は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。 ● グラフ中の「n（Number of caseの略）」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。 ● 調査結果の一部を抜粋して掲載しています。

【回答者の属性】（全体：429人）

●性別

男性	女性	その他	無回答
36.1%	63.4%	0.2%	0.2%

●年齢

15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	無回答
29.6%	14.5%	9.1%	16.1%	30.3%	0.5%

●同居している人（※複数回答可）

父	母	きょうだい	祖父母	配偶者・パートナー	あなたの子	その他親族
47.6%	54.3%	33.8%	12.1%	37.8%	33.6%	2.8%
その他	同居している人はいない	無回答				
0.0%	7.0%	0.2%				

●職業

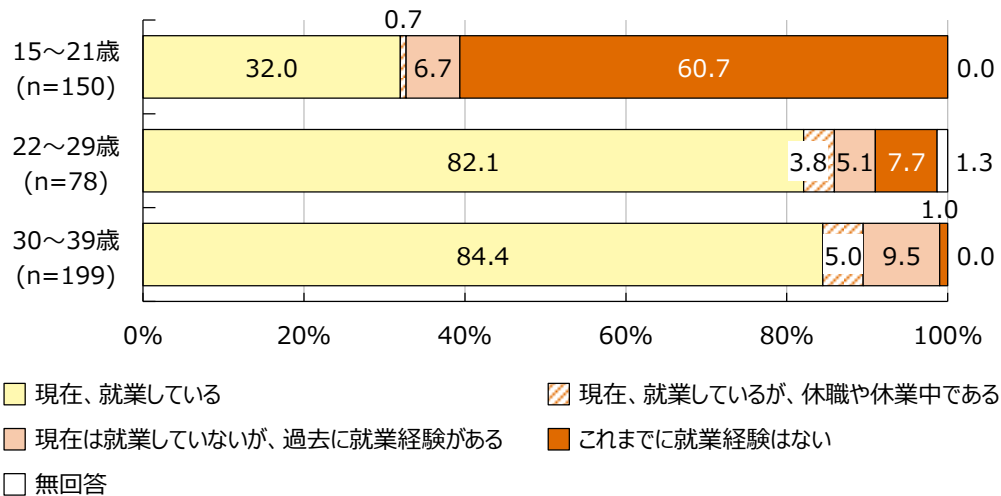
学生・生徒 (予備校生などを含む)	有職	無職 (学生・生徒を除く)	その他	無回答
36.6%	55.5%	5.6%	2.3%	0.0%

●婚姻状況

独身					結婚している (事実婚含む)	無回答
結婚予定がない	離婚	死別	学生である	婚約中・結婚の予定がある		
22.8%	0.9%	0.0%	36.6%	0.9%	38.5%	0.2%

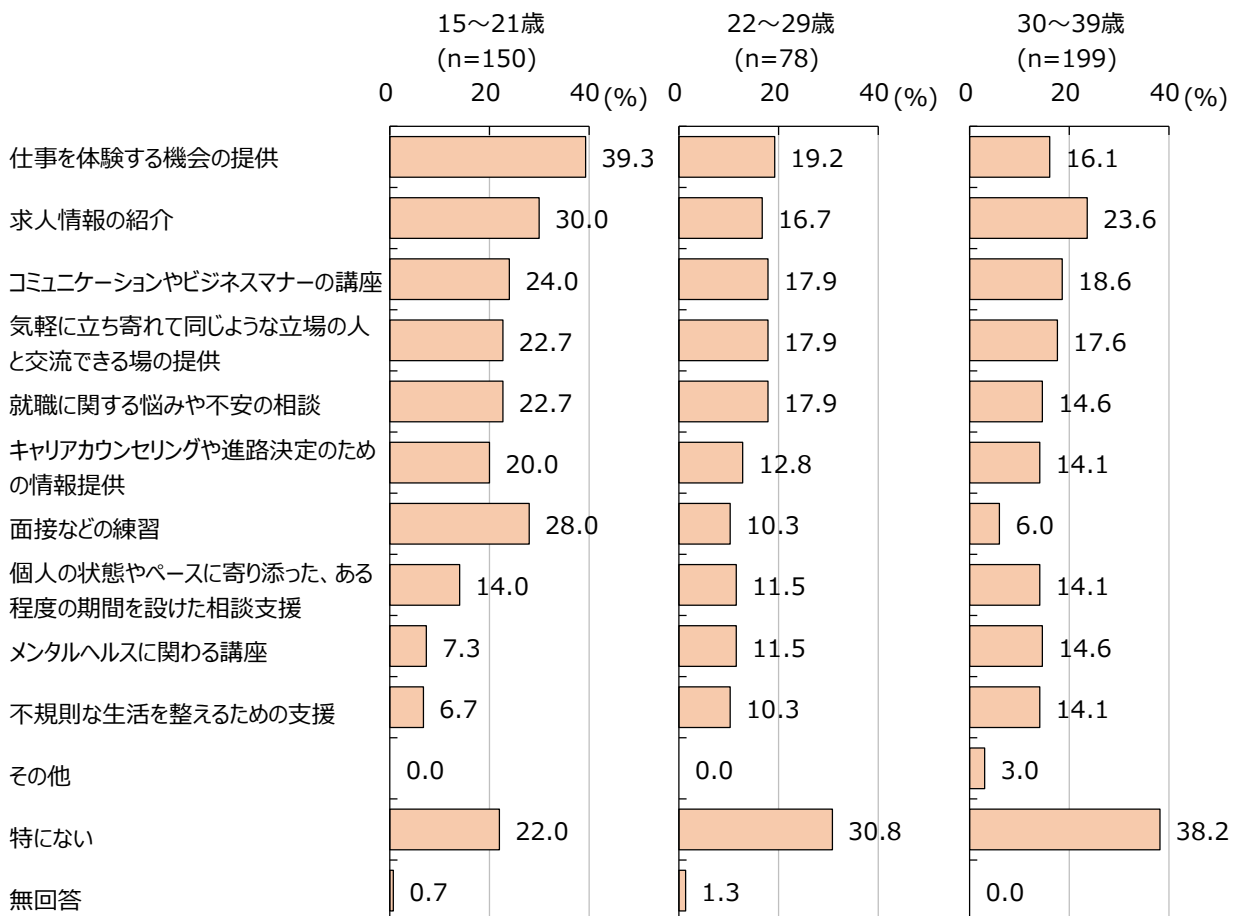
2 調査の結果

①就業経験の状況（パート・アルバイトを含む）



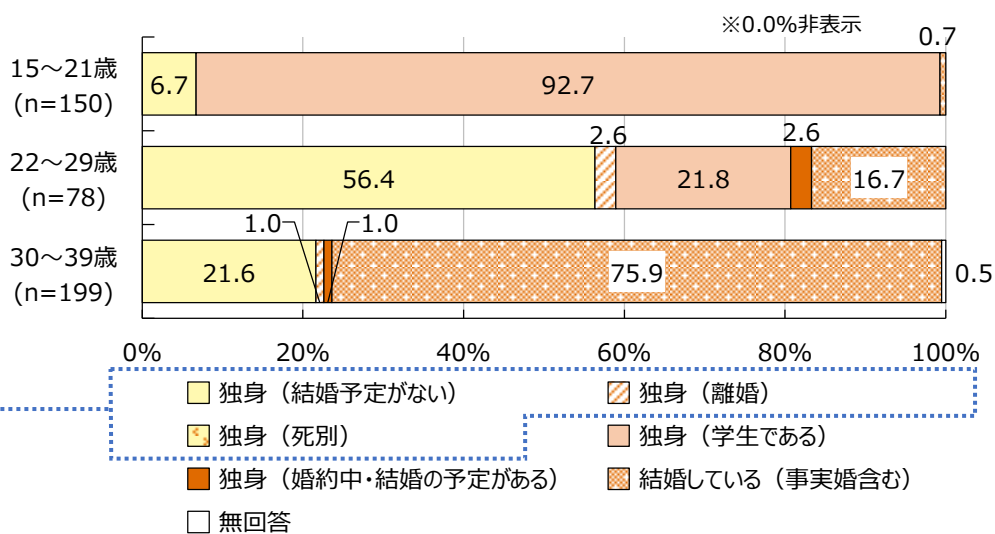
15～21 歳において「これまでに就業経験はない」が約 6 割、22～29 歳と 30～39 歳においては「現在、就業している」が 8 割以上と最も多くなっています。

②就労に関して、利用してみたいと思う支援（※複数回答可）



「仕事を体験する機会の提供」は、15～21 歳において約 4 割、22～29 歳においては約 2 割と最も多くなっています。30～39 歳においては「求人情報の紹介」が 2 割以上と最も多くなっています。一方、「特にない」は 22～29 歳と 30～39 歳において 3 割台となっています。

③婚姻状況



【今、結婚していない理由 (※複数回答可)】

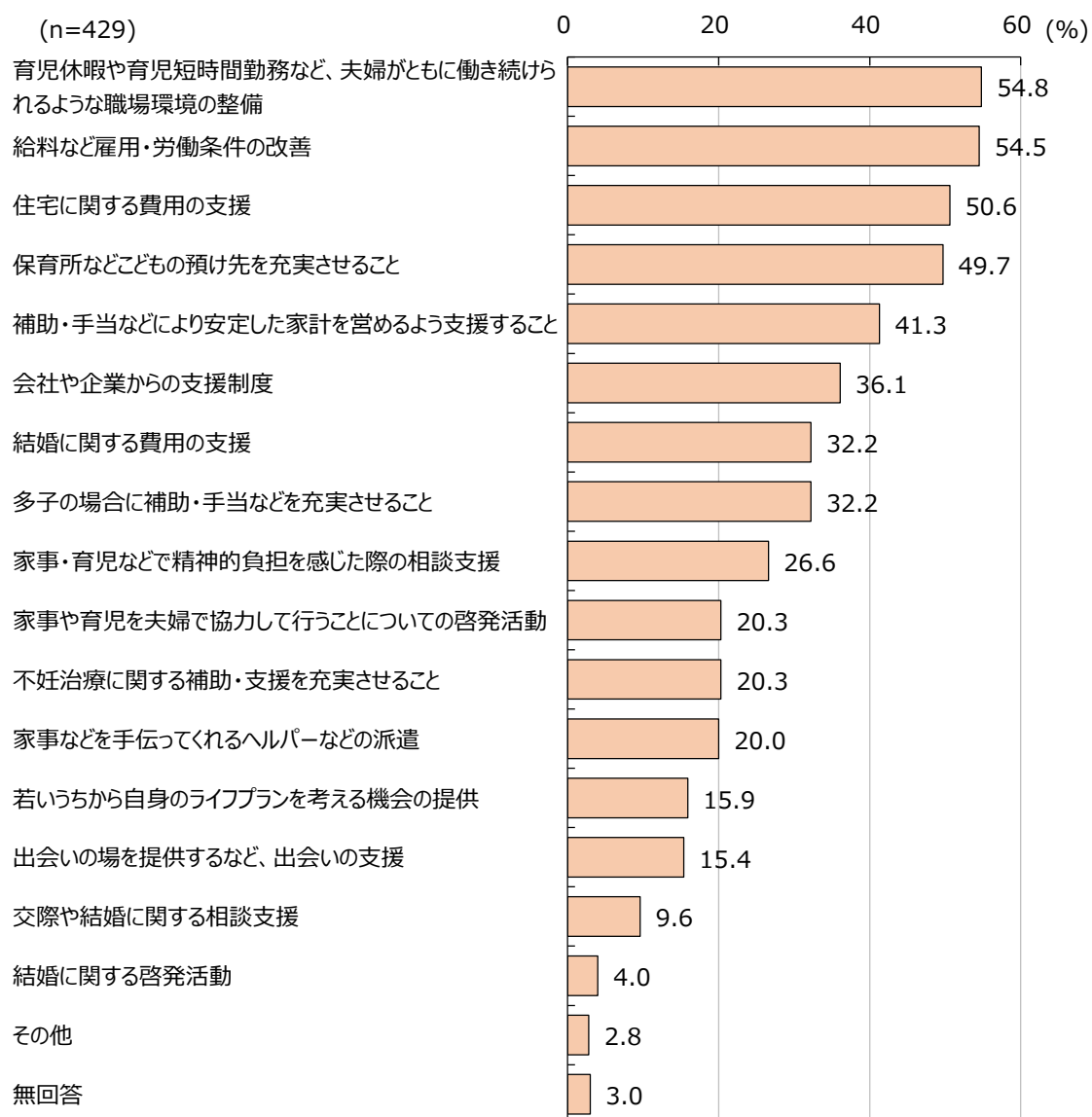
※上位のみ抜粋

	15～21歳 n=10	22～29歳 n=46	30～39歳 n=45
第1位	・まだ若すぎるから	適当な相手にめぐりあわないから (19人)	適当な相手にめぐりあわないから (28人)
第2位	・自由さや気楽さを失いたくないから ・結婚後の生活資金が足りないから (各4人)	まだ必要性を感じないから (17人)	自由さや気楽さを失いたくないから (15人)
第3位		自由さや気楽さを失いたくないから (14人)	・まだ必要性を感じないから ・異性とうまく付き合えないから (各11人)
第4位	・異性とうまく付き合えないから ・結婚資金が足りないから (各3人)	結婚後の生活資金が足りないから (10人)	
第5位		結婚資金が足りないから (6人)	結婚後の生活資金が足りないから (9人)

15～21歳において「独身 (学生である) 」(92.7%)、22～29歳においては「独身 (結婚予定がない) 」(56.4%)、30～39歳においては「結婚している (事実婚含む) 」(75.9%)が最も多くなっています。

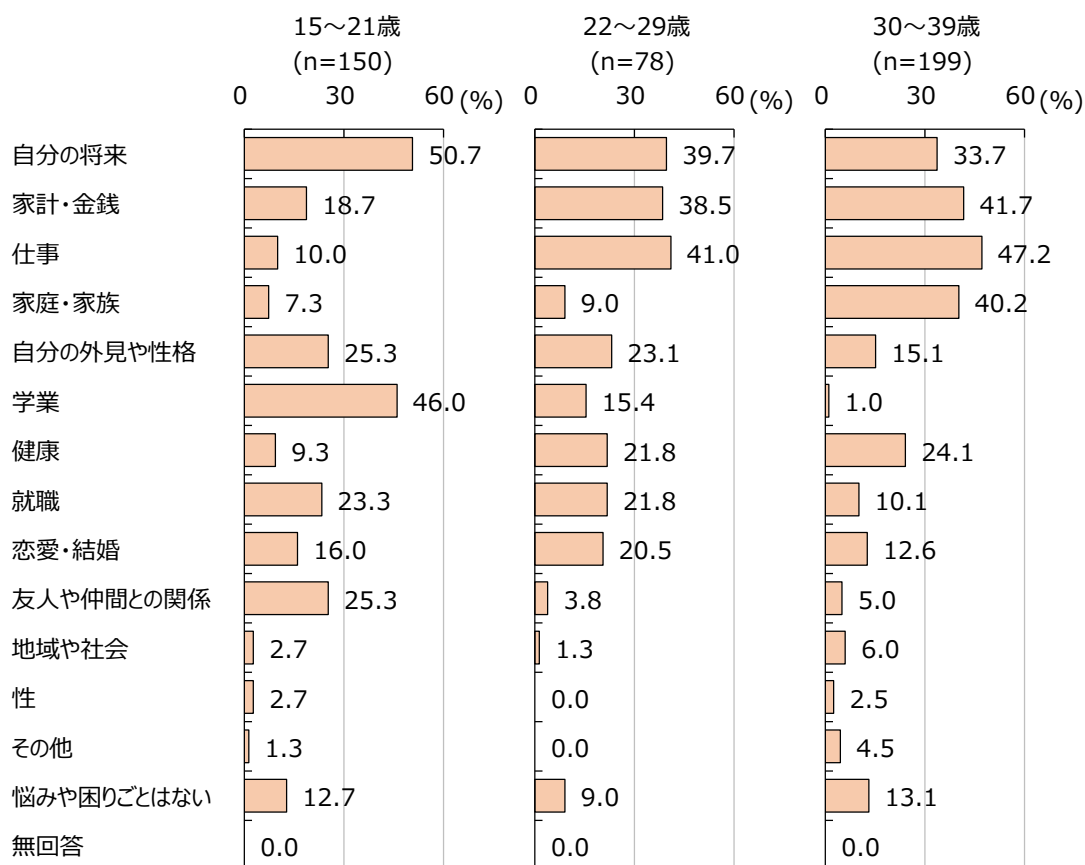
今、結婚していない理由については、22～29歳、30～39歳ともに「適当な相手にめぐりあわないから」と回答した人が最も多くなっています。

④結婚や出産・子育てに関して、あったらいいと思うサポート（※複数回答可）



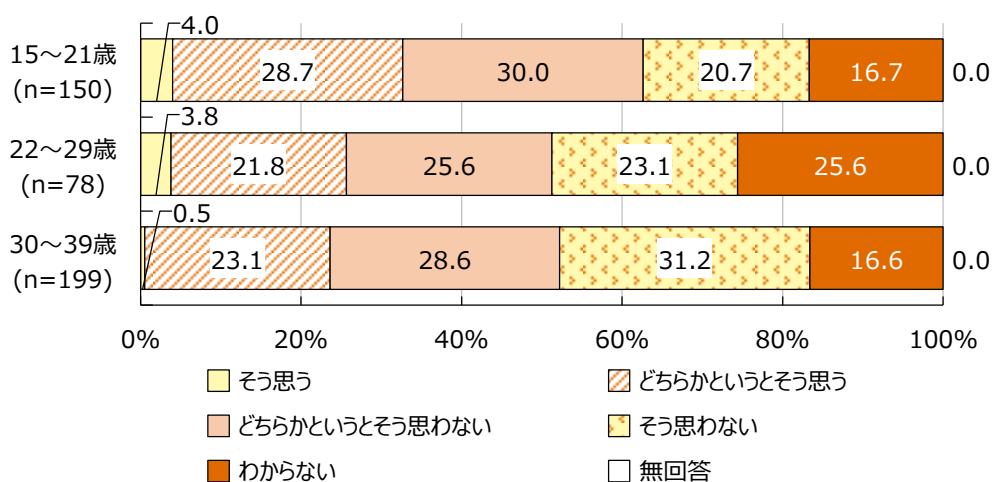
「育児休暇や育児短時間勤務など、夫婦がともに働き続けられるような職場環境の整備」、「給料など雇用・労働条件の改善」、「住宅に関する費用の支援」の上位3項目がそれぞれ半数以上を占めています。

⑤悩みごとや困りごと（※複数回答可）



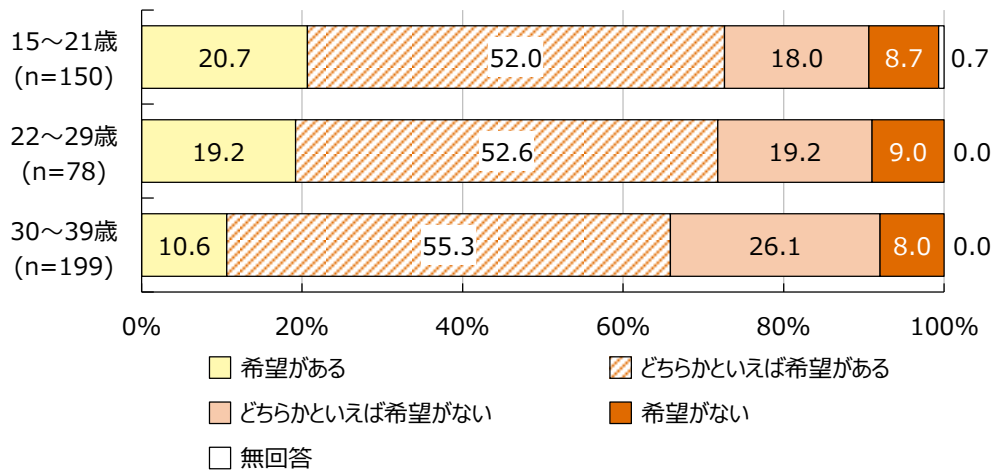
15～21 歳において「自分の将来」が約 5 割と最も多くなっています。「仕事」は、22～29 歳において 4 割以上、30～39 歳においては約 5 割と最も多くなっています。

⑥今の社会は子ども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うか



15～21 歳において「どちらかというと思わない」が 30.0%と最も多くなっています。22～29 歳においては「どちらかというと思わない」「わからない」がともに 25.6%、30～39 歳においては「そう思わない」が 31.2%と最も多くなっています。また、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は年齢が上がるにつれて少なくなっています。

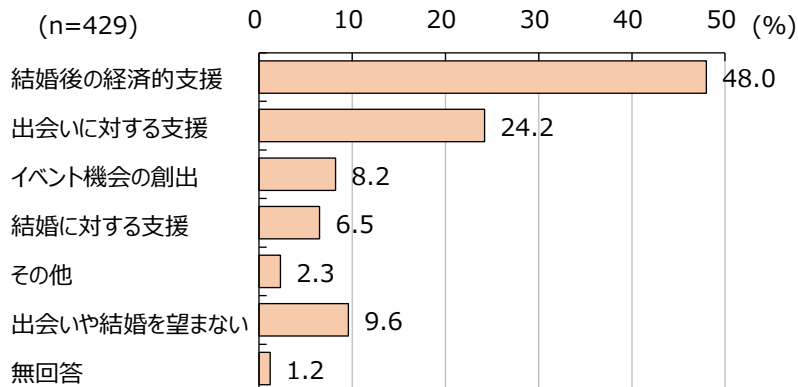
⑦自分の将来について明るい希望をもっているか



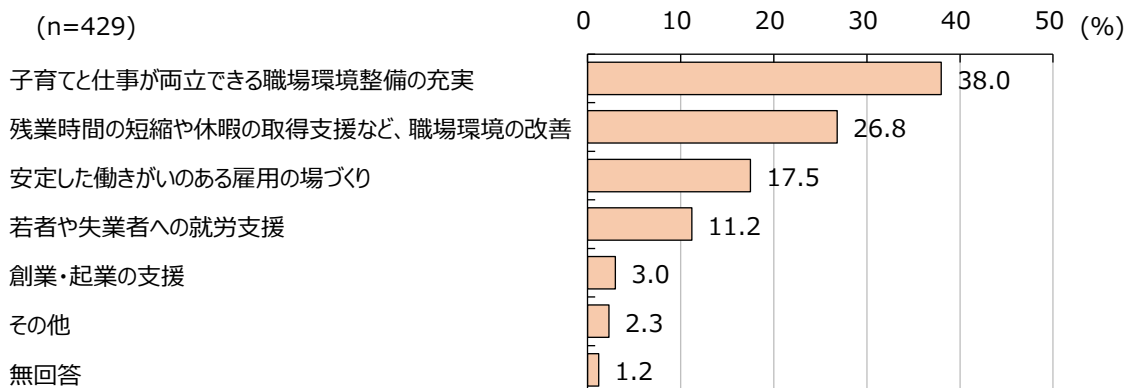
全ての年齢において「どちらかといえば希望がある」が5割以上と最も多くなっています。また、『希望がある』（「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の合計）は年齢が上がるにつれて少なくなっています。

⑧子ども・若者に関する支援で、分野別に最も必要だと思うもの

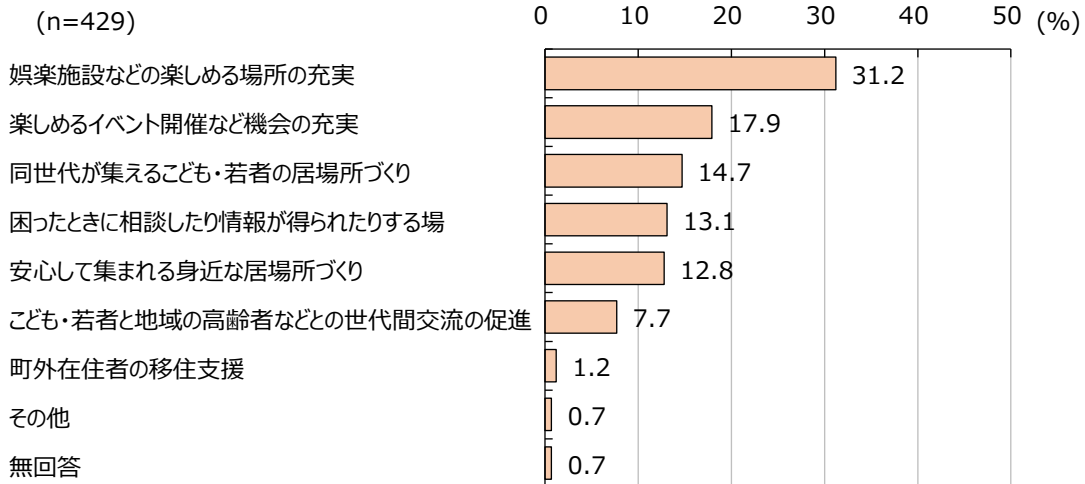
(1) 出会い・結婚



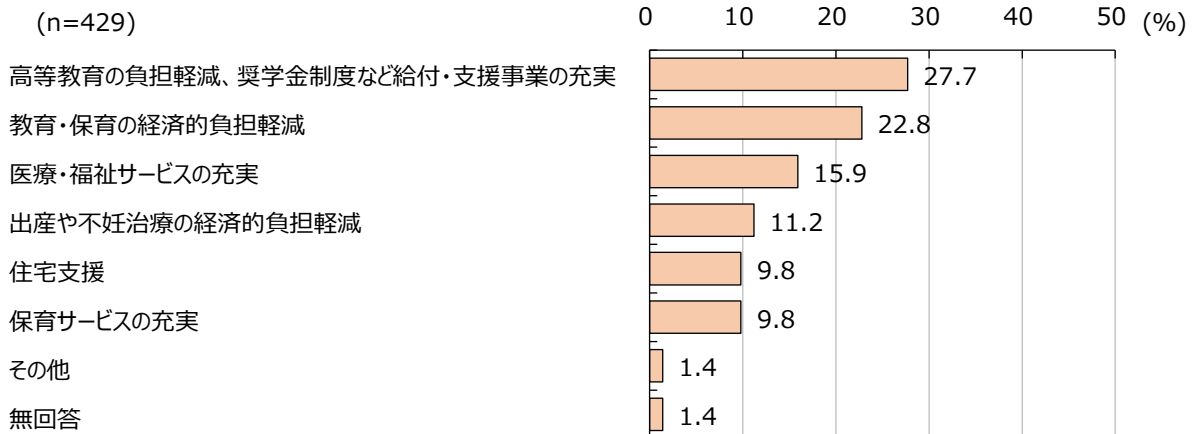
(2) ワーク・ライフ・バランス



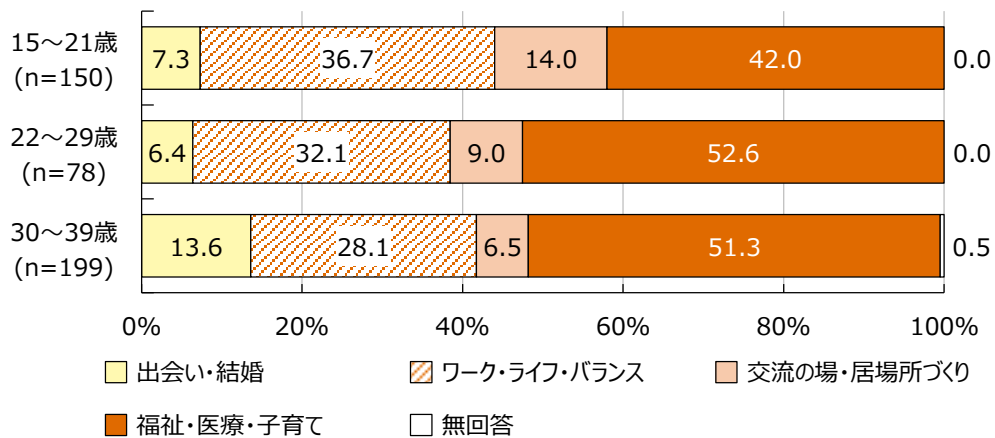
(3) 交流の場・居場所づくり



(4) 福祉・医療・子育て

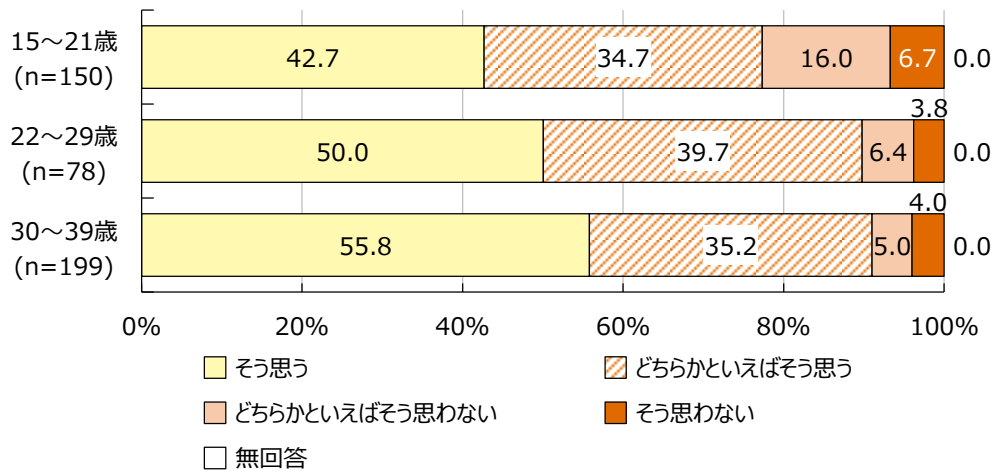


◎上記(1)～(4)のうち、支援が最も必要だと思う分野



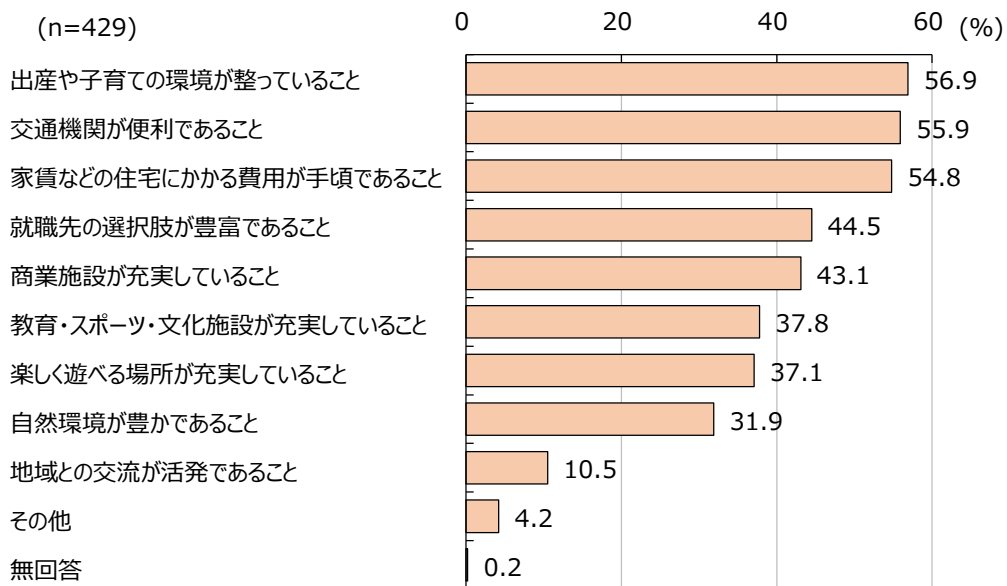
全ての年齢において「福祉・医療・子育て」が約4～5割と最も多く、次いで「ワーク・ライフ・バランス」が約3～4割を占めています。

⑨長泉町に今後も住み続けたいと思うか



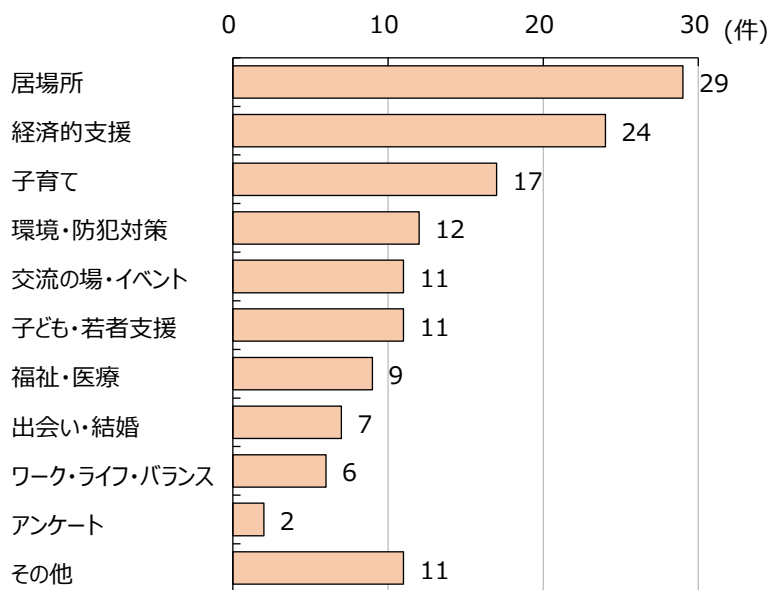
全ての年齢において「そう思う」が4～5割台と最も多くなっています。また、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は年齢が上がるにつれて多くなっています。

⑩今後も長泉町に住み続けるために重要だと思うこと（※複数回答可）



「出産や子育ての環境が整っていること」、「交通機関が便利であること」、「家賃などの住宅にかかる費用が手頃であること」の上位3項目がそれぞれ半数以上を占めています。

①自由意見のまとめ



長泉町のこども・若者に関する支援についての自由意見を、上記の項目に整理・分類しました。「居場所」に関する意見が 29 件と最も多く、次いで「経済的支援」に関する意見が 24 件、「子育て」に関する意見が 17 件などとなっています。

第3節 こども・若者からの意見聴取の結果

「長泉町子ども・若者計画」の策定にあたって、計画の当事者となるこども・若者の意見を把握し、計画の内容に踏まえることを主な目的として、町内在住の大学生等を対象としたワークショップを実施しました。

1 実施概要

実施日時	令和7年12月20日（土）10：00～12：00
会場	長泉町防災センター 1階 多目的室
参加者	長泉町内在住で大学等に通う学生6名（3名のグループを2つ作成）
実施形式	参加者同士の対面での意見交換・グループワークの実施・プレゼンテーション
テーマ	①「どんなまちだったら、長泉町は『全てのこどもと若者の成長と活躍を育むまち』だといえるか」 ②「①の解決に必要な長泉町のこども・若者支援施策を考えよう」

【実施の様子】

意見を持ち寄り、話し合う様子



プレゼンテーションの様子



2 意見聴取の結果

※一部の単語を除き、当日の意見を原文のまま掲載しています。

分野	どんなまちだったら、長泉町は『全ての子どもと若者の成長と活躍を育むまち』だといえるか	必要な長泉町の子ども・若者支援施策
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 常に頼れる人（話を聞いてくれる人）がたくさんいる ● 小・中学生の登下校のときにもっと地域の人たちとかかわれるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学生が地域の人とかかわれるイベントをつくる ● 南小学校区の街灯・歩道の改修
教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校がある ● 小・中学校における設備の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの意見を反映した学校改革
場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や自宅以外のサードプレイスがたくさんあるまち ● 中高生の遊べる場所を増やす ● コミュニティがいつでものような無料で自由に使える施設をもう少しつくる ● 都会と同じぐらいエンタメが充実しているまち 	<ul style="list-style-type: none"> ● Wi-Fi、充電設備のあるフリースペース ● コワーキングスペースの充実 ● 時間料金制の学生向けコワーキングスペース ● 無料で使える自習スペース
交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要駅へのアクセス改善 ● 電車の本数増 ● 町の移動手段が充実しているまち ● 交通の便をより良くする 	<ul style="list-style-type: none"> ● バスの本数を増やす ● SPICEBOXの常設化（→長泉町の特徴「周辺地域のアクセスの良さ」を活かせる） ● バスの本数を増やす、バス停の存在を知らせる ● 無人バス
イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 長泉町と言えばこれ！となるような自慢できる何かをつくりたい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長泉町に商業施設をつくる ● 長泉町をロケ地として押し出す
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者が主体となった地域のイベントがあるまち ● わくわく祭りなどのイベントをもっと活気のあるものにする 	<ul style="list-style-type: none"> ● フリーマーケット ● わくわく祭りに変化を加える（屋台を増やす、使用する道を増やすなど） ● わくわく祭りに、誰もが楽しめる新しい内容を入れる
仕事	<ul style="list-style-type: none"> ● アルバイトの時給が高いまち ● 魅力的な企業がたくさんあるまち ● 就職に対する活動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の企業のインターン募集 ● 地域企業の案内紙配布
環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の中で治安が悪い、子どもが行かないほうが良いところを減らす ● 狭い道など危ない場所を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民にアンケートをとって危険な場所などを把握し解決策を考える ● 狭い道や危ないと感じるところを子どもたちから意見を聞いて、改善できるようにする
興味関心	<ul style="list-style-type: none"> ● クラブチームの増設など子どもが活躍できる場所をつくる ● 子どもが参加したくなるようなイベントを増やす ● 興味関心のある分野を追求する機会が十分にあること ● 子どもが長泉の企業に勤めたいと思えるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが色々な可能性を見つける場として、色々なスポーツや楽器などを体験できるようにする ● 既存のイベントに子どもが参加しやすい内容のものを追加・改良する ● 都会と同じフィールドで戦わず、福利厚生や地元と結びついたサービスで競う
施設 観光地	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティがいつでもや図書館など町の施設の使い方の幅を広げる ● 観光地を増やす ● 子どもや若者が遊べる商業施設をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習室の拡張 ● 学生時代に授業の一環として学ぶ・知る ● 蔵書の種類や数を増やす ● コミュニティがいつでもの使い方や長泉で遊べる施設など、子どもがちゃんと知れるように宣伝する
全体		<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やSNSを上手く活用して広める ● 長泉の子どもに宣伝し、子どもに意見をもらうために学校と協力して意見を交換する ● 情報を共有しやすい、得やすい環境をつくる

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こども・若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考えること、そしてこども自身の意見を政策に反映する「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。本町においても、この「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全てのこども・若者が尊重され、将来に夢や希望を持つことができるまちづくりを図っていきます。

本町では、「第5次長泉町総合計画」において、『みんなでつくる 輝きつづける“ちよどいい”まち～優しく育む 豊かで安心な ながいずみ～』を目指すまちの姿としています。総合計画との整合を図るため、そのうちの基本目標2「全ての人の成長と活躍を 育む ながいずみ」を踏まえ、本計画では基本理念を以下の通り定め、より一層のこども・若者支援施策の充実を目指します。

基本理念

全てのこどもと若者の成長と活躍を育むまち
ながいずみ

第2節 基本方針

基本方針1 こどもまんなか社会の実現をめざすまち

「こどもまんなか社会」の実現においては、こども・若者、子育て当事者等からの意見を踏まえながら、こども・若者、子育て当事者等を社会全体で支え、後押しする社会を構築していくことが不可欠です。

本町に関わる全ての人々が、こども・若者を権利の主体であると認識するとともに、こども・若者の権利を保障する意識の醸成を図ります。加えて、こども・若者が町の施策に対して自らの考え・意見を持つとともに、それを発信することができる機会の確保・充実を図ります。

基本方針2 こども・若者の豊かな心と生きる力を育むまち

さまざまな学びや遊び、経験を通じて豊かな人間性と生きる力を養うことが、こども・若者の心身の健やかな成長において大切とされます。

学校と地域の両面において多様な学習機会を提供することで、こども・若者の将来の活躍をサポートするとともに、こども・若者が日常生活を送る学習環境を、安心して学び成長することのできるものとしていきます。加えて、こども・若者が気軽に集い、自分らしく過ごすことのできる居場所づくりを図ります。

基本方針3 若者が将来に希望を持ち、活躍できるまち

若者は町の将来を担う存在です。若者が生活を安定させて地域で活躍すること、自己実現を叶えることは、町の活力を向上させるとともに、持続可能性を高めることにもつながります。

若者が経済的な基盤を確保して自立した生活を送ることができることや、本町に関わる若者の増加によって町の明るい未来を創造することを目的に、若者に向けた経済的支援や就労に向けた支援、定住に向けた支援等を図ります。また、本町で子育てを始める若者を地域全体で支える取組を推進します。

基本方針4 困難を有するこども・若者を支えるまち

児童虐待や経済的困窮、いじめや不登校、その他のさまざまな困難に直面しているこども・若者を、誰一人取り残さない仕組みづくりが求められています。それぞれのこども・若者が置かれている状況を正確に把握し、当事者の声を聞きながら望ましい支援を提供していくことが必要です。

こども・若者が抱える、多岐にわたる悩みや不安を受け止める相談支援体制を構築し、適切な支援に結び付けるとともに、それぞれの困難に対応した支援策を展開していきます。

第3節 施策の体系

基本
理念

全ての子どもと若者の成長と活躍を育むまち ながいずみ

基本方針

基本施策

基本方針1

子どもまんなか社会の
実現をめざすまち

- 1 子どもの権利に関する機運の醸成
- 2 子ども・若者の意見表明・参画の機会の充実

基本方針2

子ども・若者の
豊かな心と生きる力を
育むまち

- 1 多様な遊びや体験、学びの機会の充実
- 2 社会に出るために必要な情報・知識の普及
- 3 子ども・若者の居場所づくりの推進
- 4 子どもの学力を伸ばす学習環境づくり
- 5 安心して過ごせる学校環境づくり

基本方針3

若者が
将来に希望を持ち、
活躍できるまち

- 1 若者の就労に対する支援
- 2 若者の移住・定住への支援
- 3 若者の出会い・結婚・子育てを始めることへの支援

基本方針4

困難を有する
子ども・若者を
支えるまち

- 1 相談支援体制の充実
- 2 いじめや不登校等への取組の推進
- 3 子ども・若者の非行防止・立ち直りへの支援
- 4 特別な配慮を必要とする子ども・若者への支援

第4章 施策の推進

※マークは、アンケート結果等を反映し新たに取り組む施策

基本方針1 こどもまんなか社会の実現をめざすまち

基本施策1 こどもの権利に関する機運の醸成

こどもは、一人ひとりがかげがえのない存在であり、生まれながらにして平等に育ちゆく権利を持っています。また、こどもの人権を尊重するためには、こどもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として捉えることが重要です。この考えのもと、大人の理解を深めるための取組や、町全体に向けて、こどもの権利を守ることの重要性について広く啓発するとともに、こどもたち自身の人権意識の向上に向けた取組を推進していく必要があります。

情報発信や啓発活動を通じ、こどもたち自身のみならず町全体にこどもの権利への理解が広まるよう働きかけます。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
「こどもまんなか社会」の啓発	こどもまんなか児童福祉週間（5月5日～5月11日）に合わせて、町広報紙などを活用して児童福祉の理念やこどもを取り巻く諸問題についての情報を発信し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を実施します。	こども未来課
人権啓発に向けた取組の推進	人権擁護委員と連携した「こども人権教室」の実施や、人権に関するポスターや作文を作成する機会を通じて、こどもたちの人権意識の向上を図ります。	行政課
教職員向けコンプライアンス研修の実施	教職員を対象に、こどもの権利の保障と不祥事の根絶を目的としたコンプライアンス研修を実施します。	教育推進課

基本施策2 こども・若者の意見表明・参画の機会の充実

こども大綱は、こども・若者が権利の主体であることを明示し、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことを、こども施策の基本的な方針の一つとしています。しかしながら、こども・若者を対象とした町民アンケート調査結果によると、今の社会において、こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思う人の割合は、そう思わない人の割合よりも大幅に少ないのが現状です。「こども基本法」第11条に基づいて、町政に対するこども・若者からの意見を得るための取組を推進していく必要があります。

こども施策をはじめとする、町政に対するこども・若者からの意見を得るための取組や、こども・若者が自らの考えについて表明・表現することのできる機会の充実を図ります。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
こども・若者の意見聴取の実施	こども・若者の考えを踏まえた町政運営を図るため、小中学生・高校生・大学生等が町の取組に対して意見を表明できる機会を創出します。	こども未来課
学校評価アンケートの実施	学校評価アンケートを年2回実施し、児童・生徒一人ひとりの考えや意向の把握を図ります。	教育推進課
総合的な学習での取組	「長泉町への提言」と題し、中学3年生が、長泉町に住む誰もが「なりたい自分」を実現できる町をつくるための提案をします。	教育推進課
「二十歳の集い」の開催	二十歳という人生の大きな節目において、将来を担う者としての自覚を促し、豊かな人生を歩むべく激励するとともに、旧友との再会等を通して町への愛着を醸成することを目的として「二十歳の集い」を開催します。	生涯学習課
「わたしの主張大会」の開催	小中学生・高校生が日ごろ、さまざまな視点で考え、感じたことを主張・発表する「わたしの主張大会」を開催し、青少年への理解促進を図ります。	生涯学習課
「選挙に関する出前講座」の開催	若年層の政治・選挙への理解及び参画の促進を図るため、小中学校・高校等に出向いて、選挙に係る講義や模擬投票等を行う出前講座を開催します。	行政課

基本方針2 こども・若者の豊かな心と生きる力を育むまち

基本施策1 多様な遊びや体験、学びの機会の充実

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であることから、年齢や発達の程度に応じて、多様な遊びや体験の機会を創出していくことが重要です。こども・若者が豊かな社会性や行動力を身につけられるよう、今後も関係団体等との連携・協力のもと、こども・若者の意見も反映させながら、地域の中で多様な体験や交流をすることができる機会のさらなる充実を図っていく必要があります。

こども・若者が豊かな社会性や行動力を身につけられるよう、地域におけるさまざまな体験や学びの機会を提供します。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
地域の方から学ぶ機会の充実	小中学校での教育において、地域の方々や役場の職員が参画する授業・講座を実施することで、普段の学校教育では得られない知識・技能を学ぶ機会を充実させます。	教育推進課
部活動の地域展開	部活動の地域展開（令和13年度完全移行）に向け、各校の部活動や合同部活動等から認定地域クラブを立ち上げ、休日を中心に活動を進めていきます。	教育推進課
地域づくり活動推進事業	生涯学習を推進し、人々の心が通い合い、相互の思いやりと生きがいに満ちた地域社会の形成を図るため、多世代交流等の地域づくり活動を行う自治会等に対し、補助金を交付します。	生涯学習課
文化振興事業	こども・若者が創作の発表や鑑賞をできる機会をつくることによって、地域における文化・芸術活動の普及と町民全体の文化・芸術への関心の向上を図ります。	生涯学習課
「文化財展示館体験講座」の開催	こども・若者の地域の魅力を知るとともに愛着を持ち、守り伝える意識の醸成を図るため、文化財展示館での体験講座を開催します。	生涯学習課
「小中高等学校児童・生徒作品展」の開催	児童・生徒が日ごろ、多様な視点で考えていることや感じていることを表現し、周囲の人々に発表する機会として、作品展を開催します。	生涯学習課
「こども体験講座」の開催	長期休暇の期間において、こどもたちがものづくりや親子そろっての実験等を行うことができる体験講座を実施します。	生涯学習課
広島への中学生代表派遣事業	核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の尊さについて考えてもらう機会として、中学生を被爆地である広島市に派遣し、ボランティアの方や被爆者の方の講話、現地の見学等による研修を行います。	行政課

基本施策2 社会に出るために必要な情報・知識の普及

子どもたちが将来、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜いていくようにするためには、生きる力を育むためのさまざまな知識や経験、生活スキルを教育の中で培っていけるような環境づくりが必要です。また、社会のルールや他者への配慮、地域社会への貢献の重要性を学ぶことにより、より良い社会の一員としての基盤が築かれます。子どもたちの将来に向けた情報・知識を普及することや能力を養成することを目的とした教育の推進が必要となっています。

子どもたちに向けて、社会人として生活を営んでいくうえで身につけておきたい情報・知識を普及することや能力を養成することを目的とした教育を推進します。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
職業講話・職業体験	卒業後の進路や将来の自分の姿について中長期的な視点で考えるキャリア教育の一環として、中学生を対象に職業講話や職業体験を実施します。	教育推進課
「いのちの学習」の実施	児童・生徒が一人ひとりのいのちの大切さを理解し、互いに尊重し合えるよう、性に関する正しい知識について学ぶ授業や、生命の尊さについて学ぶ授業を実施します。	教育推進課
情報リテラシー教育の推進	学校全体の情報リテラシーの向上や子どもをインターネットに潜む危険から守るため、町校長会・町生徒指導部会・PTAが連携して「インターネットの取扱いに関するルール」を作成し、児童・生徒及び保護者への指導や啓発の基準として活用します。また、小学校高学年を対象に、ネット依存度判定システムを活用した児童のインターネットの使い方の可視化と対応を図ります。	教育推進課
消費者教育の推進	家庭科・技術の授業を活用して、専門的な知識を有した方を招き、契約に関する知識や消費者トラブルを回避するための対応について学ぶとともに、ロールプレイングなどの実践を行う消費者教育を実施します。	教育推進課

基本施策3 子ども・若者の居場所づくりの推進

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの「居場所」を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。この「居場所」においては、自身の家庭の他に、居心地よく自分らしく過ごすことのできる場所があることが望ましいとされています。さまざまな地域資源を活用し、関係団体等と連携しながら、幅広い年齢・世代が気軽に集い、勉強や遊びなどを通じて、自分らしく過ごすことのできる居場所づくりを推進していく必要があります。

子ども・若者が気軽に集い、思い思いに過ごせるとともに、仲間づくりや交流を図ることのできる居場所づくりを図ります。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
こどもの居場所づくりへの支援	子どもたちが無料・低価格で食事をとり、遊びや学習を行うことのできる居場所であるこども食堂やこどもの居場所を運営している地域の関係団体に対し、運営支援を図ります。	こども未来課
※ 若者の居場所の創出	若者同士が気軽に集い、交流することができる機会や場所の提供をすることにより、自分らしく過ごすことのできる居場所づくりを推進します。	こども未来課
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のないこどもの居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、こどもや家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の状況に応じた支援を包括的に行います。	こども未来課
校外教育支援センター「いずみ教室」の運営	学校への登校が難しい小中学生を対象とした校外教育支援センター「いずみ教室」にて居場所を提供するとともに、学習や相談、遊びを通して学力や心の活力、集団への適応力を育みます。	教育推進課
学習室の運営	コミュニティながいずみにおいて、子ども・若者が気軽に出向き、利用することのできる学習室を運営します。	生涯学習課

基本施策4 こどもの学力を伸ばす学習環境づくり

本町では、児童・生徒の学びの基礎力を定着させるとともに、学力の向上に向けて、取組を推進してきました。今後も、学校ICT環境の整備や地域との連携を深めるなど、学びの質の確保・向上を図り、子どもたちが安心して学べる環境づくりに取り組んでいく必要があります。子どもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう、技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育の推進が求められています。

子どもたちの確かな学力向上につながるよう、児童・生徒一人ひとりの実力や希望に応じた教育を行う環境づくりを推進します。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
児童生徒用タブレット端末の整備・更新	授業で使用するタブレット端末の計画的な整備・更新、必要なネットワーク環境の整備等を通じて、児童・生徒の学びを支える学校ICT環境の充実を図ります。	教育推進課
学校支援員等の配置	きめ細かな質の高い教育の充実のため、支援員等を配置し、児童・生徒の理解の向上を図ります。	教育推進課
語学研修支援事業の実施	学生の語学力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際的視野を持った学生を育成するため、中学生が国際姉妹都市を訪問・滞在する事業を実施します。	行政課

基本施策5 安心して過ごせる学校環境づくり

子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育を提供することは、知識や技能だけでなく、社会性や人間性の成長にも大きな影響を与えます。また、自己肯定感や社会適応能力が育成されるなど、子どもが健全に成長し、将来にわたって社会で活躍できる力を育むためにも重要であるとされています。全ての子どもたちが安心して学び、快適に過ごせる学校環境とするため、健全な学校運営に資する取組を推進する必要があります。

こどもの困りごとに対する相談対応や、学校間や関係機関との連携・協力により課題解決を図るなど、子どもたちが安心して学び、過ごせる場としての学校環境を整備していきます。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
情報リテラシー教育の推進【再掲】	学校全体の情報リテラシーの向上や子どもをインターネットに潜む危険から守るため、町校長会・町生徒指導部会・PTAが連携して「インターネットの取扱いに関するルール」を作成し、児童・生徒及び保護者への指導や啓発の基準として活用します。また、小学校高学年を対象に、ネット依存度判定システムを活用した児童のインターネットの使い方の可視化と対応を図ります。	教育推進課
教育相談の実施	各小中学校で、全児童・生徒を対象とした学級担任による教育相談を実施し、児童・生徒の悩み・不安の把握とその改善に努めます。	教育推進課
学校運営協議会の実施	各学校に学校運営協議会を設置し、教育方針や教育課程、各学校が抱える課題等について協議・検討を行います。	教育推進課
生徒指導連絡協議会・いじめ対策連絡協議会・裾野長泉地区学校警察連絡協議会・生徒指導研修会の実施	児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添った生徒指導の実施と非行の防止、指導体制の強化・充実を図るため、生徒指導連絡協議会、いじめ対策連絡協議会、裾野長泉地区学校警察連絡協議会、生徒指導研修会の各種研修会を実施して、学校同士の情報共有や事例検討等を行います。	教育推進課
校長会・教頭研修会の実施	毎月実施している校長会や年5回実施する教頭研修会において、各校の現状について報告するとともに、対応が難しい事案への対応を互いに協力しながら検討していきます。	教育推進課
校則の見直し	各校において生徒指導提要进行を基に校則の見直しについて検討するとともに、生徒指導研修会において、児童・生徒の参画を伴う校則の見直しの方法について事例検討を行います。	教育推進課
教職員向けコンプライアンス研修の実施【再掲】	教職員を対象に、こどもの権利の保障と不祥事の根絶を目的としたコンプライアンス研修を実施します。	教育推進課

基本方針3 若者が将来に希望を持ち、活躍できるまち

基本施策1 若者の就労に対する支援

就労を通じて自分の能力を発揮し、経済的な不安を抱えることなく、将来に対する展望を持ちながら生活することは、自己実現や生きがいの追求、また社会的なつながりの形成という観点から重要な意味を持ちます。こども・若者を対象とした町民アンケート調査結果によると、15～21歳の年代において、就労に関する支援について「仕事を体験する機会の提供」を利用したいという回答が最も多く、約4割にのぼっています。今後も、若者を対象とした企業説明会、就職相談や魅力的な仕事・雇用の創出に取り組むとともに、こどものうちから働くことについて知り、考えることのできる機会の提供が必要となっています。

若者が、経済的安定性が確保され将来に見通しを持つことができるよう、就労に関する情報提供や相談支援を行います。また、町内企業との交流などにより、こどものうちから働くことに対して関心を持つことのできる機会を創出していきます。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
「広域就職フェア」の実施	公共職業安定所（ハローワーク沼津）やしずおかジョブステーション、近隣市町と連携しながら就職フェアを実施し、参加企業と求職者のマッチングや町内における雇用機会の創出を図ります。	産業振興課
ワンストップ経営相談窓口の設置	商工会や金融機関等と連携して、中小企業の経営者や小規模事業者、町内での起業・創業を希望している人に対し、創業に向けた手続きや資金繰り、経営改善等に関する相談を受け、専門的な支援を行うことのできる相談窓口を運営します。	産業振興課
起業創業支援事業費補助金	町内で起業・創業する事業者に対して、起業・創業に係る経費の補助を行います。	産業振興課
商工会活動推進事業	商工会では、国や町と「地域経済活性化等に関する連携協定」を締結し、国や町、金融機関やコワーキングスペースと連携しながら町内経済活性化に向けた取組を推進します。	産業振興課
中小企業等人材確保支援事業補助金	町内の中小企業の人材確保及び若者の町内での就職促進を目的として、職業紹介事業者を利用して正社員を採用する中小企業等を対象に、補助金を交付します。	産業振興課
未来人参加事業「町内企業を知ろう！」の実施	長泉町の未来を担う人材である「未来人」を対象に、未来人と町内企業との交流を促進し、町内企業の人材確保と「未来人」の定住・地元での就職への意識の向上を図ります。	産業振興課

基本施策2 若者の移住・定住への支援

少子高齢化が進む中、若い世代を中心に地方移住への関心が高まってきている傾向を踏まえ、本町への移住・定住の促進に向けた施策がますます重要となっています。こども・若者を対象とした町民アンケート調査結果によると、各年代で約8～9割の人が今後も長泉町での居留意向を示しており、その割合は年代が上がるごとに多くなっています。本町の人口の維持・増加及び若者の転出抑制を図るため、本町への愛着を育む機会の充実に取り組むとともに、他の地域に住む学生・若者の本町への移住・就業に向けた支援を行うなど、こども・若者が住みたい、住み続けたい、戻って来たいと思えるまちづくりを推進することが必要です。

本町の人口の維持・増加及び若者の転出抑制を図るため、本町への愛着を育む機会の充実に図るとともに、他の地域に住む学生・若者の本町への移住及び就業に向けた支援を行います。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
移住・定住促進事業 (移住定住情報サイト)	長泉町への移住者の増加を図るため、移住を検討している方への情報発信を行う移住定住情報サイトを運営します。	企画財政課
移住・就業支援事業費補助金	東京23区に居住、または東京圏に居住して東京23区内に通勤したのち、長泉町内に移住して就業・起業したり、テレワークによる業務を継続する方を対象に、世帯構成に応じた補助を行います。	産業振興課
地方就職学生支援事業費補助金	東京圏に住む大学生による静岡県内での就職を後押しするため、東京圏内のキャンパスに通う大学生が静岡県内の企業の採用活動へ参加する際の交通費及び町内に移住する際の移転費の補助を行います。	産業振興課
※ 奨学金返還支援事業	福利厚生者の充実や人材確保のため中小企業事業者等が行う従業員への奨学金返還支援に要する経費について支援します。	産業振興課
未来人定住応援事業奨励金	長泉町で育った若者の、大学や高等専門学校、専門学校等卒業後の町への定住と将来の活躍を応援するため、一定の条件を満たす若者（未来人）を対象に奨励金を交付します。	こども未来課
定住のための新幹線通学支援補助金	長泉町で育った若者の、町への定住と将来の活躍を応援するため、東海道新幹線を利用して大学等に通学する未来人を対象に、新幹線通学定期券の購入費の一部を助成します。	こども未来課
未来人参加事業「ウィプロ事業」の実施	「未来人」が、自身が「やってみたいこと」や「町の課題解決のためにやりたいこと」を考え実現する事業を実施することで、地域への愛着の醸成を図ります。	企画財政課
空き家改修事業補助金	町内の空き家の解消・定住の促進・子育て世帯の住宅取得支援等を図るため、空き家等情報バンクに登録されている空き家を住まいとして購入した方を対象に、改修費用の補助を行います。	建設計画課

基本施策3 若者の出会い・結婚・子育てを始めることへの支援

核家族化、女性の社会進出の増加など、社会情勢の変化に伴い、今まで以上に子育ての不安を抱える子育て家庭が顕在化しています。こども・若者を対象とした町民アンケート調査結果によると、今後も長泉町に住み続けるために重要だと思うことの第1位に「出産や子育ての環境が整っていること」（56.9%）が挙がっており、本町にはこどもを生き育てやすいまちづくりが求められています。若者がこれからこどもを持つこと、本町で子育てをするに希望を持てるよう、子育てをする若者を地域全体で支える仕組みが必要となっています。

出産・子育て支援の充実のほか、男女が相互に協力しながら子育てできる環境づくりなど、若者がこれからこどもを持つこと、本町で子育てをするに希望を持てる取組を推進します。また、出会いを求める若者や、結婚を希望する若者の希望を叶えるための支援に取り組みます。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
ふじのくに結婚応援協議会への参画	県と連携して「ふじのくに出会いサポートセンター」を運営し、広域的かつ総合的な結婚支援に取り組みます。	企画財政課
※ 民間企業等と連携した婚活イベントの実施	民間企業等と連携し、婚活イベント等を実施することで、交際を開始するカップルを増やすとともに、婚姻数の増加や少子化対策を図ります。	企画財政課
未来人参加事業 「ライフプランセミナー」の開催	学生・若者の将来の経済的安定につながるよう、未来人を対象に、税の基礎等について学ぶとともに、自分のライフプランについて考えることのできるセミナーを開催します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	こどもの一時的な預かりや習い事の送迎等の援助を受けたい保護者（おねがい会員）を、援助したい方（まかせて会員）が支援するファミリー・サポート・センター事業を実施し、子育て世帯同士の相互の助け合いを推進します。	こども未来課
男性の育児参加応援事業	男性の育児参加を応援するため、子育てに関する知識やスキルの習得につながる講座や情報提供を行います。	こども未来課
男女共同参画に関する啓発	男女の社会参画意識の啓発を目的とした講座や講演会の開催、女と男の情報誌「咲くつと」の活用を通じて、男性も女性も個性と能力を十分に発揮し、いきいき活躍できる環境づくりに取り組むことを宣言する「男女共同参画社会づくり宣言」について啓発することで、共働き・共育てが可能な社会づくりを図ります。	生涯学習課

基本方針4 困難を有するこども・若者を支えるまち

基本施策1 相談支援体制の充実

こども・若者が日々の生活において抱える悩みや不安は、学校生活や進路、就労、子育て、家庭のこと等、多岐にわたります。そのため、悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族を適切なサポートにつなぐことができるよう、相談内容に応じて、専門の相談窓口の紹介や支援機関の紹介などの橋渡しを行うほか、相談できる場所や窓口をアウトリーチも含め、幅広く整備する必要があります。また、我が国のこどもの自殺者数が増加傾向にあるという危機的な状況も踏まえ、こども・若者が必要な時に助けを求めたり、こども・若者にとって身近な場所やツールで相談できたりするなど、相談しやすい環境づくりが重要となっています。

こども・若者が日々の生活において抱える悩みや不安を受け止める相談支援体制を整備します。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
利用者支援専門員(子育てコンシェルジュ)の配置	こども交流センター「パルながいずみ」において、利用者支援専門員(子育てコンシェルジュ)を配置し、こども及び保護者の暮らしに関する総合的な相談を受け、適したサービスの利用に向けた支援を行います。	こども未来課
「こども家庭センター」の運営	母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「こども家庭センター」において、こどもや子育てに関する包括的な相談支援を行うとともに、関係機関・支援機関へのつなぎを行います。	こども未来課 健康増進課
青少年相談事業	いじめ・不登校・子育て・健康・経済状況等のさまざまな悩みを抱える青少年と保護者への相談支援を行います。	生涯学習課
自殺予防に関する相談窓口の周知	自殺予防週間(9月10日～9月16日)や自殺対策強化月間(3月)等の期間において、町広報紙を活用して自殺対策やこころの健康づくりに関する相談窓口について周知します。	福祉保険課
ゲートキーパー養成事業	さまざまな悩みや不安、生活上の困難を抱える人が発するサインに気づき、寄り添い、適切な対応をとることのできる人材である「ゲートキーパー」を養成する講座を実施します。	福祉保険課
家庭女性相談支援員の配置	虐待や家庭内暴力(DV)や生活困窮、こどもの障がいなどの生活課題のある子育て家庭に対し、家庭相談支援員による相談支援を行います。特に虐待や家庭内暴力(DV)の被害者は女性であることが多く、被害の内容にはプライバシー性の高いものも含まれるため、女性相談支援員を配置することで、被害者が安心して相談できる体制を整えます。	福祉保険課
こころの健康相談の実施	不眠や気分の落ち込み、普段と様子の違う家族についての心配など、こころの健康についての悩み・不安を抱えた方を対象に、こころの健康相談を実施します。	健康増進課

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
重層的支援体制整備事業	介護、障がい、子育て、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくりの取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。	福祉保険課
参加支援事業	長期のひきこもり状態にあるなど、既存の事業では対応が困難な方を対象に、本人や世帯のニーズ・課題を把握し、地域の社会支援や支援メニューを調整・コーディネートしながら、社会参加へのつながりを図ります。	福祉保険課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が行き届いていない方を対象に、関係機関や地域との連携により対象者を把握するとともに、時間をかけた丁寧な働きかけを通じて信頼関係を構築し、継続的な支援につなげます。	福祉保険課
「ちょうどいい」相談システムの運用	小中学生の悩み事を受け止める体制づくりの一環として、学校から配布するタブレット端末を活用して悩みや不安を気軽に相談することのできるシステムを運用します。	教育推進課
校外教育支援センター「いずみ教室」の運営【再掲】	学校への登校が難しい小中学生を対象とした校外教育支援センター「いずみ教室」にて居場所を提供するとともに、学習や相談、遊びを通して学力や心の活力、集団への適応力を育みます。	教育推進課

基本施策2 いじめや不登校等への取組の推進

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を及ぼし、場合によっては生命に関わる可能性がある、極めて重大な問題です。いじめの未然防止を図るとともに、SOSを発することができ、それを周囲が受け取り必要な支援につなげられるような体制の整備や、被害に遭った当事者及び保護者の心身のケアに取り組んでいく必要があります。また、不登校は、教育機会の喪失や進路の選択肢の狭まり、自己肯定感の低下など長期的な影響を受ける可能性があるほか、本人だけでなく、家族にも精神的・経済的負担を及ぼすこともあることから、早期の問題発見と解決に向けた包括的な取組が求められています。

いじめの未然防止を図るとともに、被害に遭った児童・生徒及び保護者の心身のケアに努めます。また、不登校状態にある児童・生徒の学習支援を行います。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
生活アンケートの実施	全小中学生を対象とした生活アンケートを毎月実施することで、児童・生徒の生活状況を把握するとともに、いじめの被害状況・目撃情報などの吸い上げを図り、早期発見・早期対応につなげます。	教育推進課
不登校・いじめ対策の実施	生徒指導連絡協議会及びいじめ対策連絡協議会を開催し、各校でも有事にはいじめ対策委員会を、中学校では隔週で生徒指導部会を実施し、情報の共有、有事の対策を行います。	教育推進課
いじめ相談窓口の設置	いじめに関する悩み・不安を抱える児童・生徒及び保護者を対象とした相談窓口を開設し、対面・アンケート等での相談支援を行います。	教育推進課
教育相談の実施 【再掲】	各小中学校で、全児童・生徒を対象とした学級担任による教育相談を実施し、児童・生徒の悩み・不安の把握とその改善に努めます。	教育推進課
校外教育支援センター「いずみ教室」の運営 【再掲】	学校への登校が難しい小中学生を対象とした校外教育支援センター「いずみ教室」にて居場所を提供するとともに、学習や相談、遊びを通して学力や心の活力、集団への適応力を育みます。	教育推進課

基本施策3 こども・若者の非行防止・立ち直りへの支援

非行は、家庭・学校・地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生します。そのため、こどもの倫理観や社会性を育て、地域の関係機関が一体となって啓発活動に取り組むなど、こども・若者が非行や犯罪に走ることをないよう支援を行うことが大切です。また、家庭、学校、地域、警察等の関係機関・団体の緊密な連携のもと、相談・立ち直りへの支援を推進するとともに、非行や犯罪に及んだこども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会機運の向上を図ることが必要となっています。

こども・若者の健全育成及び非行防止、罪を犯してしまったこども・若者の立ち直りを支援するための取組を推進します。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
「ちょうどいい」相談システムの運用【再掲】	小中学生の悩み事を受け止める体制づくりの一環として、学校から配布するタブレット端末を活用して悩みや不安を気軽に相談することのできるシステムを運用します。	教育推進課
「スマホ講座」の実施	こども・若者を有害情報やインターネットが関わる犯罪から守るとともに、望ましいSNSとの向き合い方等を伝えるため、スマートフォンやインターネットの正しい使い方を教える講座を実施します。	教育推進課
生徒指導連絡協議会・いじめ対策連絡協議会・裾野長泉地区学校警察連絡協議会・生徒指導研修会の実施【再掲】	児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添った生徒指導の実施と非行の防止、指導体制の強化・充実を図るため、生徒指導連絡協議会、いじめ対策連絡協議会、裾野長泉地区学校警察連絡協議会、生徒指導研修会の各種研修会を実施して、学校同士の情報共有や事例検討等を行います。	教育推進課
長泉町青少年補導員協議会による補導活動	青少年の問題行動や非行の防止を図るため、青少年補導員が街頭での補導を実施します。	生涯学習課
青少年補導員の育成	青少年の健全育成を推進する青少年補導員の確保と資質向上を図るため、裾野警察署と連携しながら講習を実施します。	生涯学習課
「わたしの主張大会」の開催【再掲】	小中学生・高校生が日ごろ、さまざまな視点で考え、感じたことを主張・発表する「わたしの主張大会」を開催し、青少年への理解促進を図ります。	生涯学習課
善行模範表彰	青少年健全育成の一層の充実に資するため、人命救助や他の模範となる行動をしたこどもたちを表彰します。	生涯学習課
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と立ち直り支援について、地域全体の理解を深めることを目的とし、関係機関や地域団体と連携した啓発活動等を通じて、こども・若者を含む地域づくりを推進します。	福祉保険課

基本施策4 特別な配慮を必要とするこども・若者への支援

昨今、さまざまな困難を抱えるこども・若者の問題は複雑化しており、問題を解決できないまま成長し、深刻化するケースも少なくありません。経済的困窮状態や家庭内暴力（DV）被害、ヤングケアラー等、それぞれの家庭の実態は周囲から見えにくい状況にありますが、こうした問題を家庭のみではなく、地域や社会全体で解決するという意識を持ち、早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことが大切です。また、外国につながるこども・若者の中には、言葉の壁や文化の違い等により、学校や地域での生活に不安を抱えている人もいます。こどもたちの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、きめ細かで多面的な支援が求められています。

経済的困窮状態にあるこども・若者や家庭内暴力（DV）被害を受けているこども・若者、特別な配慮を必要とするこども・若者へのきめ細かな支援策を行います。

【 主な取組・事業 】

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
育英奨学金制度	卒業前の中学3年生で、学費の支払いが困難かつ成績優良な者を対象に、高校3年間継続して奨学金を支給します。	教育推進課
外国人生徒への日本語指導の充実	小中学校において、A I等を活用しながら、それぞれの外国人児童・生徒のレベルに合った日本語指導を実施します。	教育推進課
※ 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みの傾聴・助言を行うとともに、家事・育児等の支援を行います。	こども未来課
児童育成支援拠点事業【再掲】	家庭や学校に居場所のないこどもの居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、こどもや家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の状況に応じた支援を包括的に行います。	こども未来課
「こども家庭センター」の運営【再掲】	母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「こども家庭センター」において、こどもや子育てに関する包括的な相談支援を行うとともに、関係機関・支援機関へのつなぎを行います。	こども未来課 健康増進課
DV相談窓口啓発事業	家庭内暴力（DV）の防止及び早期支援を図るため、適切な支援につながるよう、相談窓口の情報を発信します。	福祉保険課
DV被害者（困難女性）支援協議会の設置	DV被害者（困難女性）支援協議会及び実務者会議を設置し、関係機関との連携を強化するとともに、被害者（相談者）に対して適正かつ円滑な支援を図ります。	福祉保険課
重層的支援体制整備事業【再掲】	介護、障がい、子育て、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくりの取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。	福祉保険課

取組・事業	取組・事業の内容	担当課
若者へのひきこもり支援	ひきこもり状態にある若者への支援として、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施し、本人の状況に応じた社会参加支援や信頼関係の構築を重視した継続的な支援を行います。	福祉保険課
ヤングケアラーへの支援	障がいや病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしている子ども・若者を指す「ヤングケアラー」への支援を図るため、町内における実態把握と個別の事例に応じた関係各課・関係機関との相談支援体制の構築を図ります。	教育推進課 子ども未来課 福祉保険課

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進においては、町のこども・若者支援施策の担当部署のみならず、多岐にわたる分野における協力が必要不可欠です。家庭をはじめ、学校、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、地域、民間企業、支援にあたる関係機関・団体等と広く連携・協働しながら施策に取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町では、こども・若者支援施策に関する情報やサービスの利用方法について、広報ながいずみや町ホームページ、町公式LINEなどを活用して発信し、周知・啓発に努めてきました。

今後も引き続き、本計画の進捗状況や町内の施設・サービス等の情報について、多様な広報媒体を通じて周知・啓発を推進し、地域全体でこども・若者を支援する機運の醸成を図っていきます。

第2節 計画の進捗管理

本計画の進捗管理においては、計画に沿って各施策・事業が適切に実施されているか、事務局が年度ごとに進捗状況を把握し、目標に対する評価を実施します。

また、計画の着実な推進のため、PDCAサイクルに従った点検・評価・改善・実施に取り組んでいきます。

「PDCAサイクル」とは

PDCAサイクルとは、物事を効果的な管理における段階的な考え方です。
本計画の策定においては、「Plan（計画の策定）」・「Do（施策・事業の実施）」・「Check（進捗状況の把握・評価）」・「Action（施策内容の改善・見直し）」の一連の流れを絶えず繰り返すことで、物事の継続的な維持・向上を推進します。



資料編

1. こども大綱と本計画の整合

本計画において推進する本町のこども・若者支援施策が、国が掲げる「こども大綱」において示されている「こども施策に関する重要事項」のどの事項に紐づいているかを、以下の通りまとめます。

こども大綱 「こども施策に関する重要事項」	長泉町の計画における位置づけ	
	位置づける計画	本計画における位置づけ (基本方針—基本施策—施策の方向性)
■ ライフステージを通じた重要事項		
こども・若者が権利の主体であることの社会 全体での共有等	子ども・子育て支援事業計画	5-2-(4)
	子ども・若者計画	1-1
		1-2
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	子ども・子育て支援事業計画	5-2-(1)
		5-2-(2)
		5-2-(3)
	子ども・若者計画	2-1
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の 提供	子ども・子育て支援事業計画	1-2-(1)
		1-3-(1)
こどもの貧困対策	子ども・子育て支援事業計画	4-4-(1)
		4-4-(2)
		4-4-(3)
		4-4-(4)
障害児支援・医療的ケア児等への支援	子ども・子育て支援事業計画	4-2-(1)
		4-2-(2)
児童虐待防止対策と社会的養護の推進 及びヤングケアラーへの支援	子ども・子育て支援事業計画	4-3-(1)
		4-3-(2)
		4-4-(1)
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・ 若者を守る取組	子ども・子育て支援事業計画	5-3-(1)
		5-3-(3)
	子ども・若者計画	4-3

こども大綱 「こども施策に関する重要事項」	長泉町の計画における位置づけ	
	位置づける計画	本計画における位置づけ (基本方針—基本施策—施策の方向性)
■ ライフステージ別の重要事項		
(1) こどもの誕生前から幼児期まで		
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	子ども・子育て支援事業計画	1-1-(1)
		1-1-(2)
		1-1-(3)
		1-1-(4)
		1-1-(5)
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	子ども・子育て支援事業計画	2-1-(1)
(2) 学童期・思春期		
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	子ども・子育て支援事業計画	5-1-(1)
		5-1-(2)
		5-1-(3)
		5-1-(4)
	子ども・若者計画	2-4
居場所づくり	子ども・子育て支援事業計画	3-2-(5)
	子ども・若者計画	2-3
小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	子ども・子育て支援事業計画	1-2-(1)
		1-2-(2)
		1-3-(1)
成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	子ども・子育て支援事業計画	3-1-(1)
	子ども・若者計画	2-2
いじめ防止	子ども・子育て支援事業計画	5-3-(1)
	子ども・若者計画	4-2
不登校のこどもへの支援	子ども・子育て支援事業計画	5-3-(1)
	子ども・若者計画	4-2
校則の見直し	子ども・若者計画	2-5
体罰や不適切な指導の防止	子ども・若者計画	2-5
高校中退の予防、高校中退後の支援	子ども・若者計画	2-5

こども大綱 「こども施策に関する重要事項」	長泉町の計画における位置づけ	
	位置づける計画	本計画における位置づけ (基本方針—基本施策—施策の方向性)
(3) 青年期		
高等教育の修学支援、高等教育の充実	子ども・若者計画	3-2
就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	子ども・若者計画	3-1
結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	子ども・若者計画	3-3
悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	子ども・子育て支援事業計画	3-2-(3)
	子ども・若者計画	4-1
		4-4
■ 子育て当事者への支援に関する重要事項		
子育てや教育に関する経済的負担の軽減	子ども・子育て支援事業計画	2-2-(1)
		2-2-(2)
		2-2-(3)
地域子育て支援、家庭教育支援	子ども・子育て支援事業計画	2-1-(1)
		3-1-(1)
		3-1-(2)
		3-2-(1)
		3-2-(2)
		3-2-(4)
		3-2-(6)
	子ども・若者計画	3-3
共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	子ども・子育て支援事業計画	2-3-(1)
		2-3-(2)
ひとり親家庭への支援	子ども・子育て支援事業計画	4-1-(1)
		4-1-(2)

2. 長泉町子ども・子育て会議条例

平成25年10月23日条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、長泉町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を行うものとする。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業所を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

3. 長泉町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日（敬称略・順不同）

	氏名	選出区分	団体名・役職名	備考
1	三浦 靖幸	学識経験者		会長
2	水野 勝行 ^{※1} 仲田 和希 ^{※2}	労働者を代表する者	三島地区労働者福祉協議会長泉支部	
3	坂巻 有子	こどもの保護者	町立幼稚園PTA連絡協議会 会長 (東幼稚園)	
4	渡邊 一史		町立保育園父母の会 会長 (竹原保育園)	
5	渡邊 直樹		町立小中学校PTA連絡協議会 会長 (南小学校)	
6	肥田 憲宏 ^{※3} 高橋 基夫 ^{※4} 阿部 真之 ^{※5}	事業所を代表する者	協和キリン株式会社富士事業場	
7	土山 法往	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	私立認定こども園 園長（あまねこども園）	副会長
8	野秋 和弘		私立幼稚園 園長（エンゼル幼稚園）	
9	後藤 勇二	町長が必要と認める者	長泉町校長会（南小学校）	
10	川島 一郎		長泉町民生委員・児童委員協議会 会長	
11	秋山 勉		長泉町社会福祉協議会 事務局長	
12	菅谷 仁志		知徳高等学校 教頭	
※1 任期：令和7年4月1日～令和8年1月4日		※3 任期：令和7年4月1日～令和7年11月3日		
※2 任期：令和8年1月5日～		※4 任期：令和7年11月4日～令和8年1月4日		
		※5 任期：令和8年1月5日～		

関係課

	氏名	部署名	役職名	備考
1	穴戸 浩	教育推進課	課長	
2	小野 秀則	生涯学習課	課長	
3	小長井 圭美	福祉保険課	課長	
4	柏木 英樹	産業振興課	課長	
5	浅倉 充	企画財政課	課長	

事務局

	氏名	部署名	役職名	備考
1	三澤 哲也	教育委員会	教育部長	
2	中井 章文	こども未来課	課長	
3	杉山 良太		こども保育チーム	
4	野村 亮揮		子育て支援チーム	
5	水口 耕作			

4. 計画の策定経過

年月日	項目名	内容等
令和7年8月27日 ～9月12日	長泉町子ども・若者意識調査（アンケート調査）の実施	
令和7年11月20日	令和7年度 第1回長泉町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○長泉町子ども・若者計画の概要、策定スケジュールについて ○長泉町子ども・若者意識調査の結果について ○長泉町子ども・若者計画の骨子案について
令和7年12月20日	子ども・若者の意見聴取（ワークショップ）の実施	
令和8年1月22日	令和7年度 第2回長泉町子ども・子育て会議	○長泉町子ども・若者計画の素案について
令和8年2月7日 ～3月8日	パブリック・コメントの実施	
令和8年3月26日	令和7年度 第3回長泉町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリック・コメントの結果について ○長泉町子ども・若者計画の承認

長泉町子ども・若者計画
〔令和8年度～令和11年度〕

令和8年3月

発行：長泉町 子ども未来課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地

TEL：055-989-5573 FAX：055-989-5993

E-mail：kosodate@town.nagaizumi.lg.jp

ちょうどいいが いちばんいい
Nagaizumi

近ごろ、世の中、〇〇すぎるが多すぎる

目立てばいいというわけではありません。そこへきて、この長泉町です。

静岡県なのに、東京まで小一時間。地方なのに財政が豊か。

緑が多いのになんだか都会。

産業は充実してるし、少子化の時代でも、子どもが多い。

有名じゃないのに、すごく暮らしやすい。

長泉町は、一長一短のないきわめてバランスに優れた都市なのです。

ながく住むなら、やっぱりこういう町がいいですよ。

え？それでも何か目立つ特徴がほしかった？

いえ、欲をかいてはいけません。ちょうどいいが、いちばんいいんです。

あなたに、みんなに、もっと“ちょうどいい”町にしていきませんか。